

日本養護教諭養成大学協議会  
事業活動報告書  
(2016 年度)

2017 年 9 月



## 目 次

<b>はじめに</b>	1
<b>I 日本養護教諭養成大学協議会 2016 年度総会</b>	
1 2016 年度総会のプログラム	0
2 養成教育フォーラム	
講演「中央教育審議会答申と今後の教員養成施策について」	0
文部科学省 初等中等教育局 教職員課 教員免許企画室長 山下恭徳 氏	
3 話題提供「熊本地震における子どもの健康と学校支援～大学から幼稚園までの支援の実際と大学避難所での対応から思うこと～」	00
熊本大学教育学部 養護教諭養成課程 佐藤伸子 氏	
4 2016 年度総会議事録	00
<b>II 2016 年度事業報告（2016. 4 から 2017. 3）</b>	
1 役員会議事録	00
2 2016 年度 基本調査報告	00
3 ホームページ報告	00
4 ニューズレター報告	00
5 10 周年記念行事報告－記念誌発刊－	00
6 養成教育セミナー報告	00
<b>III 委員会報告</b>	
1 教育課程（カリキュラム）・養成制度（法制度）検討委員会	00
2 ファカルティ・ディベロップメント（F D）検討委員会	00
<b>IV 規約</b>	
1 会則	00
2 役員会規定	00
3 理事選出に関する規程	00
<b>V 加盟大学一覧</b>	00
<b>VI 役員一覧</b>	00



## はじめに

日本養護教諭養成大学協議会 会長 荒木田美香子

日本養護教諭養成大学協議会は 2005 年に会員校 66 大学・短期大学で発足しましたが、2017 年 7 月現在では 129 大学が加入する組織となりました。その組織率は 92.8% と大変高く、会員大学の本協議会への期待の大きさが現れています。

平成 28 年度の総会では、様々な議論のもと、会費を 3 万円に値上げしていただくことをお認めいただきました。平成 28 年度は赤字決算となっておりますが、役員や委員会の節約のおかげで最小限の赤字に留めることができました。平成 28 年度の総会で皆様からご要望をいただきました会員校へのタイムリーな情報発信ということに関しましては、平成 29 年度以降に、ホームページの刷新を含め、広報委員会など体制のあり方から考えていきます。

さて、平成 28 年度の活動報告書をお届けいたします。平成 29 年 7 月には「教職課程コア・カリキュラム」と教職課程の再課程認定に関わる基準が公表されましたが、平成 28 年度は、まさにその準備に当たる時期であったと思います。本会が加入している養護教諭関係団体連絡会を中心に何度も文部科学省との折衝を繰り返し、養成教育における「養護に関する科目」の充実をお願いしてきました。結果としましては、それは実を結びませんでしたが、文部科学省との関係性が密になったことは最大の成果であったと言えます。

本会の委員会は、昨年度に引き続き、教育課程検討委員会と養成制度検討委員会は、合同で開催しております。この合同委員会は、これまでの両委員会の成果を踏まえるとともに養護教諭関係団体連絡会の動きを見据えながら活動を行ってきました。今回の養護教諭養成教育課程の見直しでは認められなかった「養護に関する科目」充実に関して、今後の見直しを見据えた活動として、各会員校の「養護に関する科目」の実施状況の調査を行っています。

また、FD 検討委員会はアクティブラーニングに取り組んで 3 年目となります。アクティブラーニングについて、実践の現場で疑問や困難感が大きい、正確で公平な評価はどのように行けばよいのかという非常に実践的な課題に取り組んでおります。これら委員会の取り組みは、ニュースレター、総会前日のセミナー、総会時の委員会報告などで皆さんにご報告させていただいております。

文部科学省は 2017 年に「現代的健康課題を抱える子どもたちへの支援～養護教諭の役割を中心として～」や「教職課程コア・カリキュラム」や再課程認定の手続きを発表するなど、教員養成教育は非常にめまぐるしく動いています。今後、養護教諭のコア・カリキュラムも作成される見込みです。文部科学省から、教員養成に関するパブリックコメントの募集が出された際には、会員の皆様のご意見を聞きながら本協議会のコメントを作成し、提出しているところですが、今後も、養護教諭養成教育の立場から、しっかりと今意見が言える協議会をしていきたいと思います

(このご挨拶はめまぐるしい動きがあることを考慮し、2017 年 7 月時点で作成いたしました。)

平成 29 年 7 月末日



# I 日本養護教諭養成大学協議会 2016 年度総会

## I-1 2016 年度総会のプログラム

日時：2016 年 9 月 2 日（金） 10:00～16:00

場所：きゅりあん 小ホール 東京都品川区東大井 5-18-1

開 会	10:00
1. 総会	10:00～11:10
2. 養護教諭関係団体連絡会報告	11:10～11:30
3. 委員会報告 教育課程（カリキュラム）・養成制度（法制度）検討委員会 ファカルティ・ディベロップメント（FD）検討委員会	11:30～11:50
昼 食	12:00～13:20
4. 熊本地震での子どもの健康と学校支援の現状 熊本大学 教育学部 養護教諭養成課程 講師 佐藤 伸子 氏	13:20～13:50
5. 養成教育フォーラム 講演「中央教育審議会答申と今後の教員養成施策について」 文部科学省初等中等教育局 教職員課 教員免許企画室長 山下 恒徳 氏	14:00～15:00
3) 質疑応答	15:30～16:00
閉 会	16:00

## I－2 2016年度養成教育フォーラム記録

### 講演「中央教育審議会答申と今後の教員養成施策について」

文部科学省初等中等教育局 教職員課

教員免許企画室長 山下 恭徳

#### <はじめに>

昨年12月に、中教審の教員養成部会が中心となって教員の養成、採用、研修の在り方についての答申が出された。学校を取り巻く様々な新たな課題、学習指導要領の検討とともに、例えばアクティブラーニングやICT、特別支援教育の充実、道徳教育の充実というようなことが指摘されている。そうしたことを踏まえた今後の教員の養成、採用、研修、一言でいえば育成の方策が打ち出されている。その中で大学における教職課程の中身についても変えていくべきということが提言されている。

その背景も含め、今後、答申を踏まえて教職課程の見直しがどういう道行きになっていくのかについて、本日の資料「中央教育審議会答申と今後の教員育成施策について」にそって説明をしていく。

#### <スライド1>

これからの中教審の教育の在り方、あるいは教育改革を進めていくにあたってということで、人口構造が大きく変化していく中で、わが国の国際的なプレゼンスが低下していくのではないかというようなことが示されている。

#### <スライド2>

わが国の子どもたちの学力の水準はどうなのが大変心配されてきたが、PISAの国際比較調査によれば、最近、急激に回復をしてきている状況がうかがえる。一方で学習に対する意識で、「勉強することが楽しいのか」と言われば、「あまり楽しくない」とか、あるいは「なぜそういう勉強が必要なのか」と言っても、「あまりよく分からない」とか、自己肯定感の低さがわが国の子どもたちについて指摘されていて、勉強そのものはよくできるけれども、その動機付けというようなところがやや弱いという現状が見受けられる。

#### <スライド3>

子どもをめぐる現状と課題で、収入と子どもたちの進学の状況であるとか、子どもたちの貧困率の状況等が資料としてまとめられ、親の収入と子どもたちの進学状況にかなり強い相関があることや、わが国の子どもたちの貧困率は、OECD諸国の中で実は平均よりも低いというデータが出ている。

#### <スライド4>

子どもたちをめぐる現状と課題のうち、今、学校の中で大きく課題として取り上げられている課題であり、これらについては、過去と比べて、かなり顕在化したり増加したりしている。こうした課題の中には、養護教諭の方々が、学校の中で、中心として取り組んでいただきたいといけないようなものも多くあるように思う。不登校児童生徒の割合が、小中ともに20年前との比較ですけども、かなり増えてきたり、暴力行為の件数が増加傾向にあったり、あるいは外国人児童生徒の数が増えてきたり、特別支援関係では通級指導のお子さんがたが増えたり、先ほどの貧困の問題とも関係するのだと思うが、要保護、準要保護の児童生徒数も増加傾向にある。

#### <スライド5～8>

国の教育に関する政策の大きな動向である。一つは、今第2次安倍政権の下で教育再生実行会議という会議が置かれていて、そこで大所高所から教育問題について、数次にわたって提言がされているという資料である。教員養成に関しては、第5次提言で、教員の養成、採用、研修の相互の接続をより一層強化していくとか、あるいは学制の柔構造化、つまり小中連携一貫教育を進めるとか学校間の区分もより一層弾力化していくという提言の中で、「免許状の弾力化」といったことも触れられている。

さらに、第7次提言では、教員の養成、採用、研修の一体的改革が提言されており、今回の中教審答申とも深く関係する内容となっている。

#### <スライド9～11>

次に、中教審で次期の学習指導要領の在り方の検討が、現在進められているところであり、中教審の検討の中で、枠組みはかなり示されてきている。

今回の学習指導要領の改定の視点を図解した資料である。その中で、「何ができるようになるのか」、「何を学ぶのか」、「どのように学ぶのか」という三つの視点から学習指導要領の検討が進められている。その中で、アクティブラーニングの視点からの授業改善ということが示されている。

そういう教育課程を学校において実施していく中で、社会に開かれた教育課程という理念も打ち出されている。学校における教育活動も社会とのつながりを持って、社会のニーズ、例えば地域のニーズ、あるいは地域の様々な人材、あるいは素材みたいなものも活用しながら、地域とつながりながら教育課程を編成し、学習活動をやっていくというものである。

最近報道されているが、例えば小学校において、外国語教育が5年生、6年生で導入され、それに伴って外国語活動が3、4年生から実施になるとか、高等学校において、公民科の中に公共という新科目を設けたり、あるいは理数探究であるといった科目横断的な探求科目を新たに設けたりする動きが出てきている。

### <スライド12～14>

これからの中学校運営の在り方、あるいは教職員の資質能力の向といったことについて、昨年の12月に3つの答申が出され、それまとめたものである。

### <スライド15・16>

スライド15は、チーム学校に関しての中教審答申における提言のイメージが載せられている。スライドの一番左側に実際の学校現場の業務中で、上のほうの3分の2ぐらいが教員が行なうことが期待されている、授業であるとか、学級経営であるとか、生徒指導であるとかの業務である。その下に、これら以外の業務ということで、教員以外の職員が今でも行なっている業務、あるいは本来であれば専門スタッフが行なっていただきたい、あるいは地域人材が担うべき業務が示されていて、スライドの真ん中にあるが、教員の方々は、本来的な業務もやっているし、本来的ではないかもしれない業務の一部にも関わっている。

チームとしての学校ということでは、教員の方々を中心として、地域における専門的な人材、あるいは地域の色々な保護者も含めた人材も活用しながら、組織的に様々な学校が抱えている課題に当たっていく体制を整える中で、教員はできるだけ本来的な業務に集中できるようにしていこうということである。

また、スライド16では、学校と地域との効果的な連携ということで、コミュニティ・スクールをより一層推進していこうという事が提言されている。

### <スライド17>

ここからは、特に教員の育成施策に関するお話しになる。教員の育成に関して、幾つかの大きな動きがある。教育内容が変わってきているとか、チーム学校というようなことで、学校の組織体制を大きく変えていくという動きがある中で、教員についてみたときには、教員の年齢別教員数の全国的な数値を見ると、50歳から60歳の区分にある教員数が全体の約4割を占めている状況にあり、次いで40代、それから30代、20代というような年齢構成になっている。50代の方々が40%を占めているということは、あと10年たてば、これらの方々が定年退職されるので、ベテラン教員々がごっそり抜けるということにもなる。

### <スライド18>

経験年数で見たときには、今、どういうふうになっているのかという折れ線グラフである。平成元年がブルーの線で、平成13年が赤い線で、そして平成25年が黄緑の線となっていて、例えば一番左の小学校を見ると、経験年数で見たときには、平成元年は、1から5年目、それから6から10年目、それから11から15年目あたりの経験年数の方々が一番多くて、あとはずっと割合が下がっていく。それが、平成13年には、平成元年のときに高かった人たちが、そのまま横ずれしていくので、ちょうど16から20年目、それから

21から25年目ぐらいの経験年数が一番ピークになっている。一番直近の平成25年では、二つのピークが出来ていて、1年目から5年目の所と、26年目から30年目という二つのピークが出てきている。それで当然26から30年目あたり、年齢では50代前後ぐらいの経験年数の方々がピークとなっている。平成元年当時の一番多かった層の人が、そのまま横ずれしてきているが、もう一つ1から5年目、それから6から10年目ぐらいの層も案外多い。恐らく首都圏を中心に10年ほど前に団塊の世代の大量退職と問題があり、現在に至るまで、小学校などにおいて大量採用期が続いているが、そういった中で若い年齢の先生方が、かなり多くなってきているのではないかと考える。

そうすると学校の職員室の中では、50代ぐらいのベテランの先生と20代ぐらいの若い先生が多くいて、その間をつなぐミドルリーダーの役割を担う30代、40代ぐらい人が少ないという状況があって、例えば50代の先生とかが持っている経験とか、技能みたいなものが、うまく若い先生に伝わらないような問題があるのではないかといわれている。

#### <スライド19>

教員養成の課題というデータである。それぞれの項目の一番上の棒グラフが、現職の教員の方々の回答状況、それで2番目の棒グラフが校長先生方の回答、それから3番目の棒グラフが保護者の方々、そして4番目の棒グラフが教育委員会の方々の回答、そして5番目の棒グラフが大学の回答、そして最後の6番目の棒グラフが教職課程に在籍する学生の回答である。

現在の学部段階の教職課程の課題について、幾つかの項目を聞いていて、その中で、赤丸が付いている所が、大学側にとってみれば芳しくない回答が顕著に見られたという事項で、その一つが、内容、カリキュラムが学校現場に即していないという回答である。現職の教員、校長、それから教育委員会という採用者、あるいは現職の先生方、それから実際の授業を受けている学生について、棒グラフが高くなっている。もう一つ顕著に見られる点として、担当する大学教員の学校現場での経験が不十分であるというような回答が、やはり同様の方々から高く出ている。

#### <スライド20>

これも同じ6年前に行ったアンケート調査の結果で、初任者教員に対する評価である。初任者の採用については、採用者側の問題であることはもちろんあるが、初任者が大学を卒業したばかりの者であるという点に着目した場合、初任者を育成した大学の養成課程の成果と課題というように言えないわけではない。現職の校長先生の評価では、初任者について、あまり芳しくない評価となっている事項を波線で囲んでいる。例えば、子どもの理解であるとか、児童生徒指導力であるとか、集団指導の力、学級づくり、学習指導、授業づくりの力、教材解釈、豊かな人間性や社会性、常識と教養、対人関係能力、コミュニケーション能力みたいなところで、大学の教職課程の中で、これらのどこまで扱えるのか

とかいうようなこととか、教員になった後で、豊富に現場で場数を積んでいく中で磨かれていくような部分というのも多々あると思う。一方で教職課程の中で何か工夫して、教育の質を高めていくことによって、もう少し改善できるようなことができると思えば、現場サイド、採用者サイド、あるいは社会一般からの大学の教員養成についての評価が、より一層高まっていくような改善点であるかもしれない。

採用者側ということで、都道府県とか市町村の教育委員会の関係者の方々とも話をする機会があるが、よく出てくるのが社会人としての常識であるとか教養であるとか、あるいは対人関係能力、コミュニケーション能力みたいなところが、今の若い人たちはどうかということが指摘される。これはなかなか難しい問題で、それは教職課程に在籍する学生だけの問題なのかといわれれば、一般によく企業の就職活動とかの関係で、企業の関係者からも課題だということの指摘があり、教育、それも大学のみならず幼小中高の全体を通して、あるいは家庭教育も含めて課題でもあるのかもしれない。

このような、教員の育成に関わるような課題も出てきていたり、あるいは教育内容の見直しであったり、国としての大きな教育政策の見直しの動向なども背景として、平成26年7月末に当時の下村文部科学大臣から中央教育審議会に、教員の養成、採用、研修の接続を重視した改革案を、中教審として提言するようにとの諮問があった。

#### <スライド21>

##### 「これからの学校教育を担う教員の資質、能力の向上について」

その諮問を受け、中教審においては、27年3月末から養成、採用、研修全体的な見直しについての議論を始め、同年12月21日に「これからの学校教育を担う教員の資質、能力の向上について」の答申を取りまとめた。

答申本体は既にホームページにも掲載している。今回の答申の中で大きなテーマは教員の育成で、教職40年ということを考えたときには、養成のみならず、採用、研修の全体についての必要な施策を打っていくということがとても大切だというような基本認識に立っている。その上で、教員としての理想像として、今回の提言では、自ら主体的に学び続ける教員像というものを示しており、その実現のため、教員の学びを支援するためのシステムというものが、養成、採用、研修の全体にわたって必要ではないかという観点に着目した提言である。

#### <スライド22>

養成段階から採用後の段階に至るまで、それぞれのキャリアステージごとに何を行っていくのかを整理している。養成段階においては、教職課程の見直しを進めていく。その中で、実践演習重視の授業シフトを取れればよいということで、学校インターンシップを導入していくということが提言されていて、また、教職課程自体の質の保証をどういうふうに図るのかということも大きく提言をされている。教職課程に関して、質の保証というこ

とであれば、教職課程を実際に置こうとする際に課程認定という手続きがあるが、それを経て教職課程が置かれた後は、その教職課程そのものについて何らかのチェックするシステムは必ずしも十分ではない。今回の提言の中では、教職課程を統括するような学内の組織、つまり、教職課程カリキュラム委員会的なものであったりとか、教職支援センターというようなものを学内に設置したり、機能を強化し、そういう所が中心に教職課程の管理、それから自己点検、評価というところをしっかりとやっていく体制が重要になってくると指摘している。それから、もう一つは、教職課程について第三者評価を入れていくべきではないかと議論していたが、今の現状で、第三者評価は、それを本格的に実施する機関がほとんどない中で、そこを義務的にやっていくとかいうようなことは提言されていない。一方で、大学一般の評価システムを見たときに、平成3年に自己点検評価が努力義務として導入され、その後、長い年月を経て、自己点検評価が義務化され、最終的には第三者評価、認証評価という流れにあったわけで、そういうところまで将来的には視野に入れて、第三者評価を育てていかないといけないというようなことであり、今回の提言は第三者評価を制度化するというところまでは言及していないが、その重要性は指摘している。

それから採用段階等々の研修について、キャリアステージの中堅段階のところで、10年経験者研修というものがある。それからもう一つ免許状更新制が導入されたことにより、免許状更新講習というのが、時期的に結構近くて重なっており負担があることが、従前から指摘をされてきた。それからもう一つは、学校の職場を見たときには、ミドルリーダーの育成というところが、かなり急務になってきている。そうした中で、今回10年経験者研修というものを、かなり抜本的に改革していくこうというような提言になっている。具体的にいえば、何年の経験というのは横に置いといて、むしろ、その研修の目的について、これまで「10年経験者研修は、10年経験した人に対する研修」とだけ法的には言っていて言及されてなかったが、今回は、研修の目的を中堅教員の育成のための研修というよう位置付け直して、実施時期は各研修の実施主体、教育委員会等に任せるというような形に見直していくことを提言している。

今回の答申については、これまで実施主体が異なっており、なかなか連携が進まなかつた養成、採用、研修というようなところについて、連携をより強化し、大学と教育委員会が共に協力をし、教員の方々の生涯の学び、資質向上を共に協力して図っていこうというようなことが大きなテーマになっていて、そのための一つの仕掛けとして、県や政令市といった公立学校の教員の任命権者が、大学とも協議をしながら、教員育成指標、いわば県版の教員スタンダードのようなものを整備する。そして、県や政令市等は、その育成指標に基づいて、体系的な研修計画を整備して、研修を進めていくこうというようなことが提言事項として示されている。そして、その育成指標とか、研修計画を県の教育委員会が大学等の学校教育関係者と議論しながら作っていくこととなるが、そのための議論の場として、各都道府県、それから政令市に教員育成協議会を県が設け、主催者となって、その協議会を運営していくというようなシステムを構築するということを提言している。

### <スライド23>

教員育成協議会は、都道府県とか、政令市が設けるということになると思うが、その協議会の中には、都道府県の教育委員会の関係者が入ってくるとともに、国公私立大学の教職課程を持つような大学の関係者も都道府県等の呼び掛けに応じて、必要に応じて参画していただく。それ以外に関係市町村の教育委員会の関係者とか、学校関係者、例えば校長会であるとか、そういったような関係者の人たちも入ってきて、その中で県なり、政令市なりの教員育成指標、教員研修計画というものを議論して作っていただくが、それ以外にも波線部分にあるように、教員の育成に関する様々な事項について、議論を任意でやっていただいてもよいということになる。その中には、大学における教員養成の在り方についても入ってくることとなり、色々と意見交換をしていただいたり、あるいは教育実習であるとか、学校インターンシップであるとか、あるいは教職大学院を持つような大学等においては、大学と教育委員会、あるいは学校との人事交流的な話とか、そういった様々な話も任意で、いろいろと議論していただくようなものとなっている。

### <スライド24・25>

答申の中で、教員の資質、能力の高度化の促進というようなことも提言されており、教職大学院の学位プログラムの中で現職教員の育成を図っていくということは、今後も期待されているが、現職の教員の方々の中で、2年間にわたって教職大学院で学ぶ機会を持てる方というのは、そんなに多くはない。そこで、普段、学校に勤務している教員の方々に対しても、例えば履修証明プログラムを使ったり、科目等履修制度を活用する等して、教職大学院を含めて大学院レベル等の高度な教育プログラムを提供し、そういう学習の成果を単位化し、単位として積み上げていけば、例え学位までは手が届かなくても、免許状の上進ということで、例えば1種免許状をお持ちの方は専修免許状に上進できるというようなところにもつなげられたり、そこまで行かなくても履修証明プログラム等によるコース修了証等といったいわば先生の専門性の資格証明を取れるようとする。そして、これらを持つ先生方に対しては、任命権者も、人事上の、あるいは処遇上の配慮をできればよいのではないかといったことを提言している。

### <スライド26～28>

教職課程については、どういう部分を見直していくのかというところの提言の内容である。時間の関係もあるので、一番基本的である小学校の教職課程の所だけご説明申し上げる。左側に現行の教職課程の中身とか、構成、右側に今回の答申で示されたイメージ案が示されている。それで左側の現行については、小学校の場合では、今、免許法で、まず教科に関する科目、1種免許状であれば、8単位、それから教職に関する科目41単位、それから教科又は教職に関する科目10単位で合計59単位という形で、三つの区分とそれぞれの区分ごとの単位数というのが定められている。今回の見直しの提言の中では、法律上

の、教科に関する科目、教職に関する科目、教科又は教職に関する科目という三つの区分というものを統合して、一つの教科及び教職に関する科目というようなことでまとめる旨を提言している。これまで法律で、教職課程が三つに区分されることによって、例えば学習指導要領の改定が行われて、総合的な学習の時間が新たに設けられたりとか、小学校に外国語活動が入ったりとかの変更があったとしても、それが直ちに教職課程に反映しづらかったようなことがある。つまり、教職課程の中で反映しようとした場合には、どこかの区分の数単位を削ったりして、その単位数を他の区分に充てたりといったやりくりをしていかないといけないが、そうしたときに、もともと法律上で教科、教職、教科、または教職で区分が区切られていると、法改正という手続きを経て行う必要があつて容易にできるものではない。そういう教育内容の見直しとか、教育、学校教育の大きな変化に対応しづらい仕組みであったということがあり、これを改善する必要がある。

また、教科専門と教職の連携というところについても、こういう形で法律上区分されている中で、教科と教職の連携というところがうまくいかなかつたという指摘もされてきたことであり、その改善を進めるべきとの指摘があつた。

こうしたことを踏まえ、今後の教職課程では、もう少し教育に関する世の動きに弾力的に対応できるような仕組みを取っていく必要があるとの提言を受け、今回、見直しを行うこととした。

こうした流れの中で、皆様方に特に関係してくるだろう事項は、別表第1で教科、教職、教科又は教職という科目区分が法律上外されるっていうふうなことになると、例えば別表第2の養護教諭はどうなのか、別表第2の2の栄養教諭はどうなのか、あるいは、それ以降の別表第3とか、別表第8まで他にもあるが、そういうところはどうなのかということであるが、そこは恐らく同じ仕組みとして、区分を一つに統合していくという方向かと考えている。ただ、具体的な教職課程の中身はどこで決まっているのかといえば、これは法律で定められる事項ではなく、その下の免許法施行規則という省令で定められているが、そこについても今回の提言では、アクティブラーニングやICTという議論がある中で、教職課程の見直しを図っていくことが示されている。スライド26の表の右側の所の見直しのイメージの主に赤字の所が、といった新たな事項として入ってくるであろう事項である。

見直しのイメージの一番上から1、2、3、4、5と大きな五つの区分に区切られていて、五つの区分ごとにそれぞれイロハニホヘトとかいう小事項が入ってきているが、その五つの区分の中の一番上の区分の教科及び教科の指導法に関する科目という区分が、現行でいうところの教科に関する科目、それから教職に関する科目の中の各教科の指導法というのが、そのまま平行移動してきたようなイメージである。平行移動てきて、なおかつ、これまでそこの連携みたいなことが、十分、取れていなかつたのではないかという教科専門と指導法というのを一つのくくりの中に収めたが、実際に大学において、どういう科目配置をするかというところは、それぞれの大学に委ねられているところで、例えば従来どお

りの教科専門と指導法という形で科目配置をしていただくことも可能である。一方、一部の大学の中には、既に、教科専門と指導法をつなぐような科目、あるいは中身を統合するような科目というのが試みで始まっているけれども、こういうくくり方をした場合、割り振られた単位数の中でそういう科目をうまく配置していただくというようなことも可能であるというようなところで、従来よりも、その辺りの創意工夫をしやすくなるような仕組みをここで取らせていただいている。

それから見直しのイメージの2段目以降が、主に従来の教職の科目に相当する部分で、2段目の教育の基礎的理解に関する科目というのは、現行の教職の意義等に関する科目、それから教育の基礎理論に関する科目をそのまま統合して一つにくくっている。その中にもイロハニホへまで事項があるけれども、そこも従来どおり、そのままの部分もあれば、赤字で少し追加的に事項として書かれている事柄もある。その中で、赤字で追加的に書かれているものとしても、例えば口に、教職の意義および教員の役割、職務内容として、チーム学校への対応を含む、といったことが記載されており、先ほど説明したチーム学校への対応を含むのような形で教職の意義および教員の役割、職務内容というような科目を全体的に構成していただいて、その中でチーム学校も取り扱ってくださいというようなことである。それからその下のハにある、教育に関する社会的、制度的、また経営的事項、これは従前から変わっていないが、学校と地域との連携および学校安全への対応も必要ということで、いわゆる「含む」事項を付けているような事項もあれば、ホの所をご覧いただければ、特別な支援を必要とする幼児、児童および生徒に対する理解という、事項そのものについて、新たに新規で立てられているものもある。このホの事項は、従前の教育の基礎的理論に関する科目の中の幼児、児童、生徒の心身の発達等の事項の中にカッコ書きで含まれていた、障害のある幼児、児童、生徒の心身の発達および学習の過程を含むという事項で入っていたのであるが、発達障害のある子供たちへの対応を中心に特別な支援を必要とする子供たちへの対応が必要ということで、現在、幼小中高、どの学校においても、とても重みが出てきているというので、教職課程においてよりしっかりと扱うべきだという議論があって、新たな事項として立てられている。

その下の3番目の欄ということで、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目というものがあるが、これは現行の教育課程及び指導法に関する科目と生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目、これらを基本的には統合したというようなもので、さらに、いわゆる「含む」事項として、キャリア教育が言及されている。また、その中にも口の所で総合的な学習の時間の指導法が新たな事項として見直しのイメージに付け加わっている。これはご案内のとおりで、総合的な学習の時間については、前の指導要領から導入されたが、教職課程においては総合的な学習の時間が中々位置付けられていなかったところ、教員養成部会の中で教職課程の見直しの議論を進めていく中で、さすがに位置付けるべきだろうという意見があり、今回、口として新規で追加をしたというものである。

その下に教育実践に関する科目というものがイメージの4段目に置かれているが、これは従前の教育実習と教育実践演習を一つにくくったものであるが、教育実習の中で学校インターンシップというものも、2単位まで含めてよいこととしている。多くの教員養成系の大学においては、学校インターンシップ、もしくは学校ボランティアといったような形で実施していて、教育実習と並んで学校現場を体験させるための非常に重要な実践的な取り組みとして、かなり広がりを見せており、そういう状況も見て、教員養成部会の議論の中では、当初は教育実習並んで必修としてできないかというところから議論が行われた。一方で、開放制の大学を含めて全国の大学における取組状況を見たときには、学校インターンシップを必修化するとところまではまだ十分に広がりを見せているとまでは言い切れないし、インターンシップについては、大学の中だけで取り組める話ではなく、インターンシップ先の学校と関係を築き、実施体制をしっかりと構築して、初めて受け入れが始まるという話であり、そういうことも考えたときには、現時点では必修とすることは難しい。このようなことから、教職課程の見直しの議論の中では、インターンシップの重要性に鑑みて、教育実習の中で、それぞれの大学の判断で選択的にインターンシップに2単位まで実施してもよいというような形で今回示された。なお、既にインターンシップを実施している大学においては、例えば選択科目で行っているとか、単位化はせずにインターンシップ希望者を募って行っているとか色々なパターンがあって、今回、こういう形で示されているからといって、大学におけるこうした取り組みは今後してはいけないという話では全くない。それらも含めて、インターンシップとしていろんなやりかたが行われていて、その中で教職課程の中で位置付けることもできるし、位置付ける場合には、教育実習も一部分を割いてやってもよいというような意味あいだというふうに捉えていただければと思う。

最後に大学が独自設定できる科目というものが置かれているが、これは現行の教科又は教職に関する科目がここに位置付けられていて、これまで分かりにくかったこの科目の趣旨を明確にするために名称を改めたということである。

その他、中学校、高等学校等についても同じような構成になっている。

#### <最後に スライド14>

これらを含めた教育改革の全体のスケジュールというものがスライド14にあり、その中に教員養成改革も記載されている。今ご紹介した教職課程の見直しの提言をどういうスケジュールで進めてくのかということがここに示しており、今申し上げた制度改正を今年度中ぐらいには終わらせたいと思っている。ただし、教科に関する科目、教職に関する科目の統合については法律で定められる事項であり、国会のご審議を経て、法案をお認めいただかないといけないことから、臨時国会を目指して、今、法案を準備しているが、はっきりしたことは申し上げられない。仮に、次の臨時国会で関連法案がお認めいただければ、その次に省令を改正する作業までを含めて、28年度中には、何らかの形で制度改正を

終わらせ、各大学におかれでは、再課程認定という手続きが必要になってくることが考えられるため、その準備を 29 年度におこなっていただく。そして 30 年度に再課程認定の審査を行い、平成 31 年度から新教職課程をスタートさせるというようなタイムスケジュールになるだろうと考えている。

そのような中で、養護教諭の教職課程、つまり、別表第 2 およびそれに関連する中身についてはどうなるのだろうかというところが、先生方のご関心の部分か思うが、養護教諭に関しては、先生方もご案内のとおり、初等中等教育局の健康教育食育課が政策を担当しており、これから養護教諭、栄養教諭の在り方に関する検討会議というものを立ち上げ、会議を開催している。養護教諭、それから栄養教諭に関する資質、能力についてどうあるべきか、そういうことを育成するためにはどうすべき検討を進めているので、そこで議論の結果を踏まえつつ、引き続き検討していくこととなる。

記録 教育課程（カリキュラム）・養成制度（法制度）検討委員会  
ファカルティ・ディベロップメント（FD）検討委員会

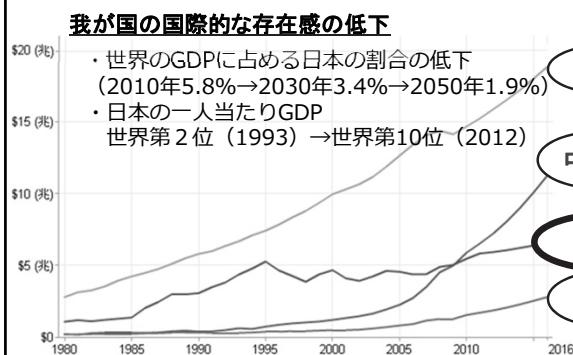
# 中央教育審議会答申と 今後の教員育成施策について

平成28年9月2日  
(文部科学省初等中等教育局教職員課)



## 今、向き合わなければならない社会と我が国の状況

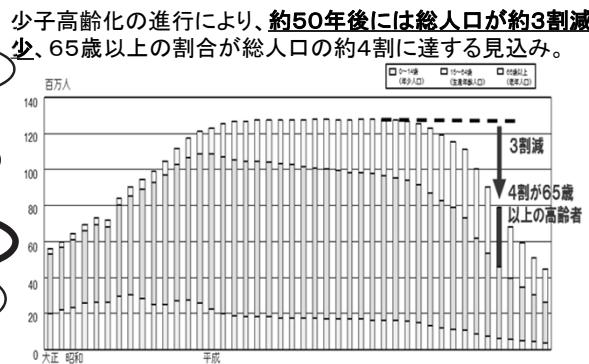
### 世界のGDPに占める日本の割合



### 我が国の国際的な存在感の低下

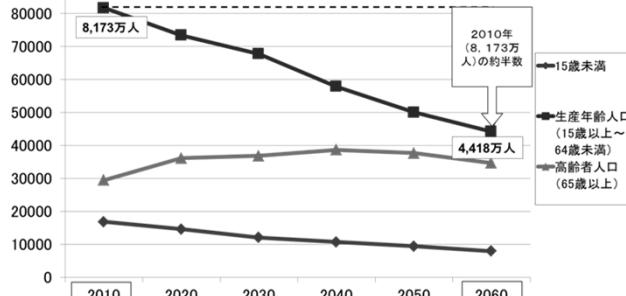
- 世界のGDPに占める日本の割合の低下  
(2010年5.8%→2030年3.4%→2050年1.9%)
- 日本の人一人当たりGDP  
世界第2位（1993）→世界第10位（2012）

### 人口の推移と将来人口



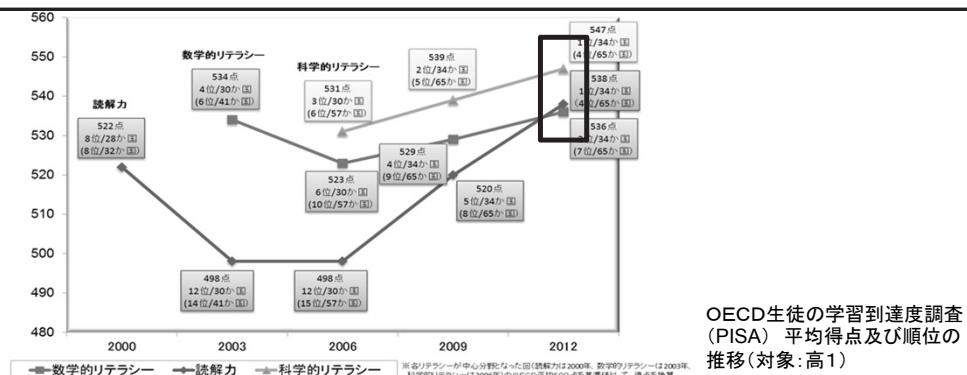
### 生産年齢人口の推移

生産年齢人口も減り続け、2060年には2010年と比べ約半数まで減少する見込み。



## 子供をめぐる現状と課題①

### ◆PISA等の調査によれば、我が国の子供たちの学力はトップレベルを回復



### ◆課題は、学習への動機付けや実社会との連関、自己肯定感

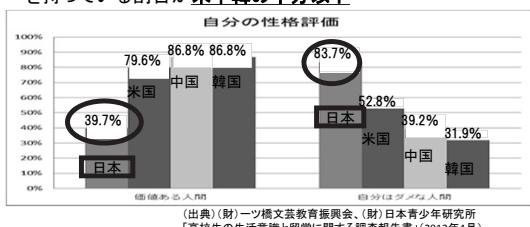
<日本の生徒の学習に対する意識>  
学習への動機付け、実社会との連関に  
課題

課題	数学		理科	
	日本	国際平均	日本	国際平均
数学・理科の勉強は楽しい	48%	71%	63%	80%
数学・理科を勉強すると日常生活に役立つ	71%	89%	57%	83%
他教科を勉強するために数学が必要	67%	81%	35%	70%
志望大学に入るためには良い成績が必要	72%	85%	59%	77%
将来望む仕事に就くために良い成績が必要	62%	83%	47%	70%
数学・理科を使うことが含まれる職業に就きたい	18%	20%	20%	56%

\*「強くそう思う」「そう思う」と回答した生徒の割合の合計  
(出典:TIMSS2011)

### <高校生の自己肯定感の低さ>

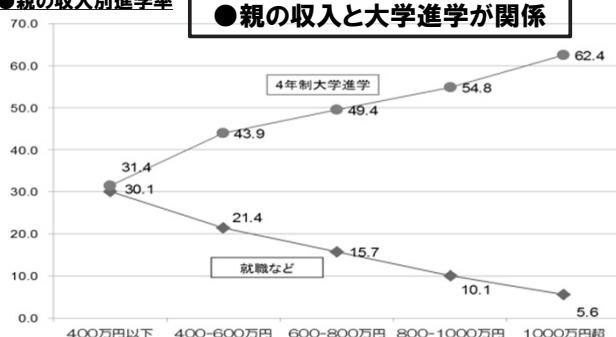
日本の高校生は、「自分を価値ある人間だ」という自尊心  
を持っている割合が米中韓の半分以下



2

## 子供をめぐる現状と課題②

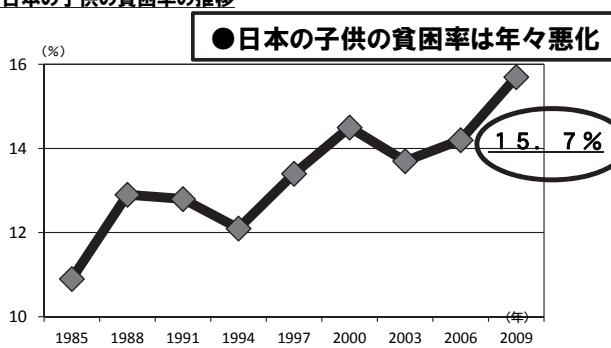
### ●親の収入別進学率



出典:東京大学大学院教育学研究科

大学経営・政策センター「高校生の進路追跡調査 第1次報告書」(2007年)注:1) 1994年の数値は、兵庫県を除いたものである。2) 貧困率は、OECDの作成基準に基づいて算出している。

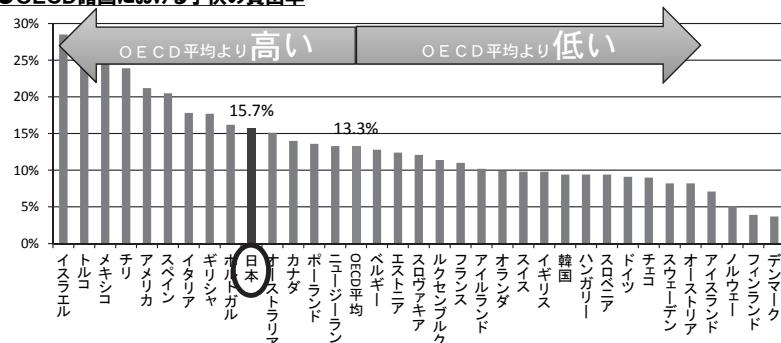
### ●日本子供の貧困率の推移



### ●日本子供の貧困率は年々悪化

### ●世界でも低くない日本の貧困率

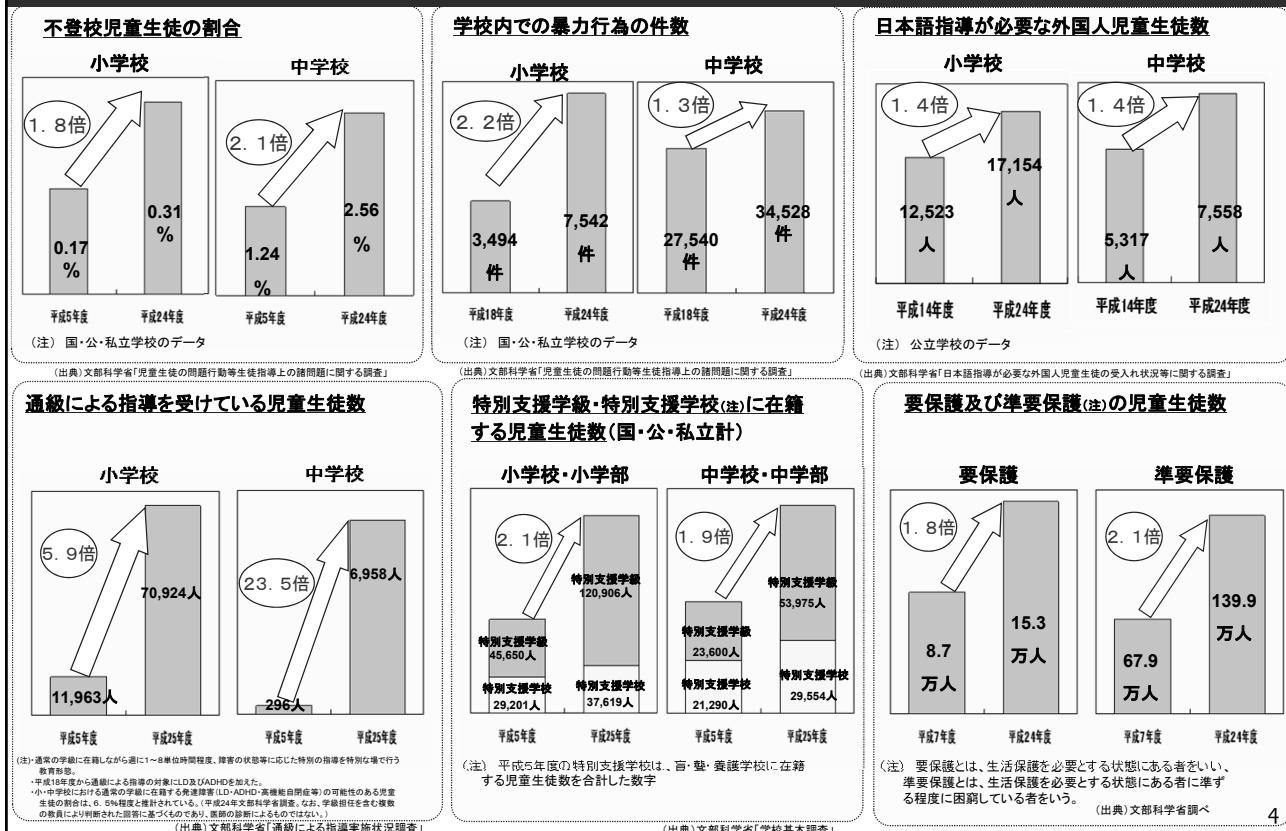
### ●OECD諸国における子供の貧困率



OECD発表資料より(2014年)

3

### 子供をめぐる現状と課題③



### 総理官邸に設置された教育審議機関

- **臨時教育審議会** (中曾根内閣：昭和59年～62年)
  - 個性尊重、生涯学習体系への移行、変化への対応（国際化、情報化等）の改革理念を打ち出す
- **教育改革国民会議** (小渕・森内閣：平成11年～12年)
  - 教育基本法の改正、教育振興基本計画の策定を提言
  - 教育基本法は平成18年、制定から約60年ぶりに全部改正
- **教育再生会議** (第1次安倍・福田内閣：平成18年～平成20年)
  - 教育基本法改正を受け、教育三法改正などを提言 (平成19年改正)
- **教育再生懇談会** (福田・麻生内閣：平成20年～21年)
  - 留学生30万人計画の策定、教科書の充実、教育委員会の在り方、「教育安心社会」の実現などを提言
- **教育再生実行会議** (第2次安部内閣：平成25年～)
  - いじめ問題、教育委員会制度、大学・学制改革などについて第1次～第8次まで提言

# 教育再生実行会議の提言と取組

## 第一次提言 いじめの問題等への対応について(平成25年2月26日)

- ・道徳教育の抜本的改善・充実
- ・いじめ対策
- ・体罰禁止の徹底

- ・「いじめ防止対策推進法」成立（平成25年6月21日）
- ・道徳教育用教材「私たちの道徳」の作成・配布（「心のノート」の全面改訂）（平成26年度より使用開始）
- ・「道徳の時間」を「特別の教科 道徳」（小・中学校で週1時間）として新たに位置付ける学習指導要領の一部改正（平成27年3月）
- ・中教審「今後の方針教育行政の在り方について（答申）」とりまとめ（平成25年12月13日）教育委員会制度改革-
- ・「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」（平成26年6月13日成立、平成27年4月1日施行）

## 第二次提言 教育委員会制度等の在り方について(平成25年4月15日)

- ・地方教育行政の権限と責任の明確化

- ・平成26年度予算に反映（官と民が協力した海外留学支援制度の創設、スーパーグローバル大学創成支援、スーパーグローバルハイスクール等）

## 第三次提言 これからの中等教育等の在り方について(平成25年5月28日)

- ・グローバル化に対応した教育環境づくりを進める
- ・イノベーション創出のための教育・研究環境づくりを進める
- ・学生を鍛え上げ社会に送り出す教育機能を強化
- ・社会人の学び直し機能を強化・大学のガバナンス改革

- ・中教審「大学のガバナンス改革の推進について」とりまとめ（平成26年2月12日）、「学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律」（平成26年6月20日成立、平成27年4月1日施行）

- ・小学校3年からグローバル化に対応した英語教育を行う英語教育改革実施計画の公表（平成25年12月13日）、中教審「初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について」諮問（平成26年11月20日）

## 第四次提言 高等学校教育と大学教育との接続・大学入学者選抜の在り方について(平成25年10月31日)

- ・高校教育の質の向上（達成度テスト（基礎レベル）の創設等）
- ・大学の人材育成機能の強化
- ・大学入学者選抜改革（達成度テスト（発展レベル）の創設、多面的・総合的な選抜への転換等）

- ・中教審「新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革について（答申）」とりまとめ（平成26年12月22日）、今後取り組むべき重点施策とスケジュールを明示した「高大接続改革実行プラン」を策定（平成27年1月16日）。「高大接続システム改革会議」において具体的な方策について検討中。

- ・中教審「子供の発達や学習者の意欲・能力等に応じた柔軟かつ効果的な教育システムの構築について（答申）」とりまとめ（小中一貫教育の制度化、大学への編入学の柔軟化等）（平成26年12月22日）、「学校教育法等の一部を改正する法律」（平成27年6月17日成立、平成28年4月1日施行）

- ・有識者会議を経て、中教審に実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化について諮問（平成27年4月14日）

6

## 第五次提言 今後の学制等の在り方について(平成26年7月3日)

- ・新しい時代にふさわしい学制（幼稚教育、小中一貫教育、職業教育等）
- ・教員免許制度の改革・教育を「未来への投資」として重視

- ・各種教育プログラムや検定試験の活用・質の保証等を通じた学習成果の活用を促すための方策について中教審に諮問（平成27年4月14日）

- ・文科省と厚生労働省の連携協議の場を設置（平成27年4月30日～）

- ・女性・高齢者・障害のある児童生徒等の学びの促進のための各種事業を実施

- ・奨学金を活用した大学生等の地方定着を促進するための新たな仕組みの創設、地（知）の拠点となる大学への支援

- ・中教審「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について（答申）」とりまとめ（コミュニティ・スクールの努力義務化、地域学校協働活動の推進等）（平成27年12月21日）

## 第六次提言 「学び続ける」社会、全員参加型社会、地方創生を実現する教育の在り方について(平成27年3月4日)

- ・誰もが「学び続け」、挑戦できる社会の実現
- ・女性・高齢者・障害者など「全員参加型社会」の実現
- ・教育の力による「地方創生」

- ・次期学習指導要領に関する中教審での審議（平成26年11月20日諮問）の中で、教育目標・内容と学習・指導方法、学習評価の在り方を一体として捉えた、新しい時代にふさわしい学習指導要領等の基本的な考え方等について審議。

- ・有識者会議（平成27年5月12日～）にて、いわゆるデジタル教科書の位置付けや関連する教科書制度の在り方について検討。

- ・中教審「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について（答申）」、「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について（答申）」とりまとめ（教員育成指標の全国的な整備、独立行政法人教員研修センターの機能強化等）（平成27年12月21日）

## 第七次提言 これからの時代に求められる資質・能力と、それを培う教育、教師の在り方について(平成27年5月14日)

- ・これからの時代を見据えた教育内容・方法の革新（アクティブ・ラーニングの推進、ICT活用等）
- ・教師に優れた人材が集まる改革（育成指標の明確化、全国的な育成支援拠点の整備等）

- ・幼児教育の段階的無償化及び質の向上、高等教育段階の教育費負担軽減（無利子奨学金の貸与人員の増員、授業料減免の充実等）などについて、平成28年度予算案に反映。

- ・平成28年度税制改正大綱において、国立大学法人等への個人寄附のうち、学生等に対する修学支援事業に充てられるものについて、税額控除の導入が盛り込まれた（平成27年12月16日）。

- ・今後、予算要求、税制改正要望において逐次対応するとともに、中教審の審議を経て第3期教育振興基本計画にも提言の趣旨を反映。

7

## 第八次提言 教育立国実現のための教育投資・教育財源の在り方について(平成27年7月8日)

- ・「幼児教育の段階的無償化及び質の向上」、「高等教育段階における教育費負担軽減」を優先した教育投資
- ・民間資金の活用、税制の見直し等による教育財源確保
- ・国民の理解の醸成

## 第七次提言 —これから時代に求められる資質・能力と、それを培う教育、教師の在り方について— 概要 <教員関係部分>

### 教師に優れた人材が集まる改革 ~教育の革新を実践できる人材に教壇に立ってもらうために~

#### (教職生活全体を通じた育成指標の明確化等)

- 国、地方公共団体、大学等が協働して、教師がキャリアステージに応じて修得することが求められる能力を示す育成指標を策定。
- 教師の養成・採用・研修を通じた育成支援の方針を共有し、共同の取組が進むよう、地方公共団体、大学、学校等からなる協議の仕組みを整備。

#### (優れた人材の獲得)

- 教職を優れた人材にとって魅力ある職とするため、実践的指導力の向上のための研修が可能となるための教職員体制の整備。
- 教師が授業等に専念できる環境を整備するため、事務職員の充実や、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、部活動指導員、学校司書、ICT支援員等の配置により「チーム学校」を実現。

#### (教職課程の改革)

- 真に教職を目指す学生に質の高い教育を集中して行う形に教職課程を見直し。教職課程の質保証の仕組みを構築。実習等を通じ適性を評価する教師インターン制度(仮称)の検討を推進。
- 教職大学院等の一層の充実、活用を図りつつ理論と実践の往還が行われる環境を整備。

#### (現職研修の改革)

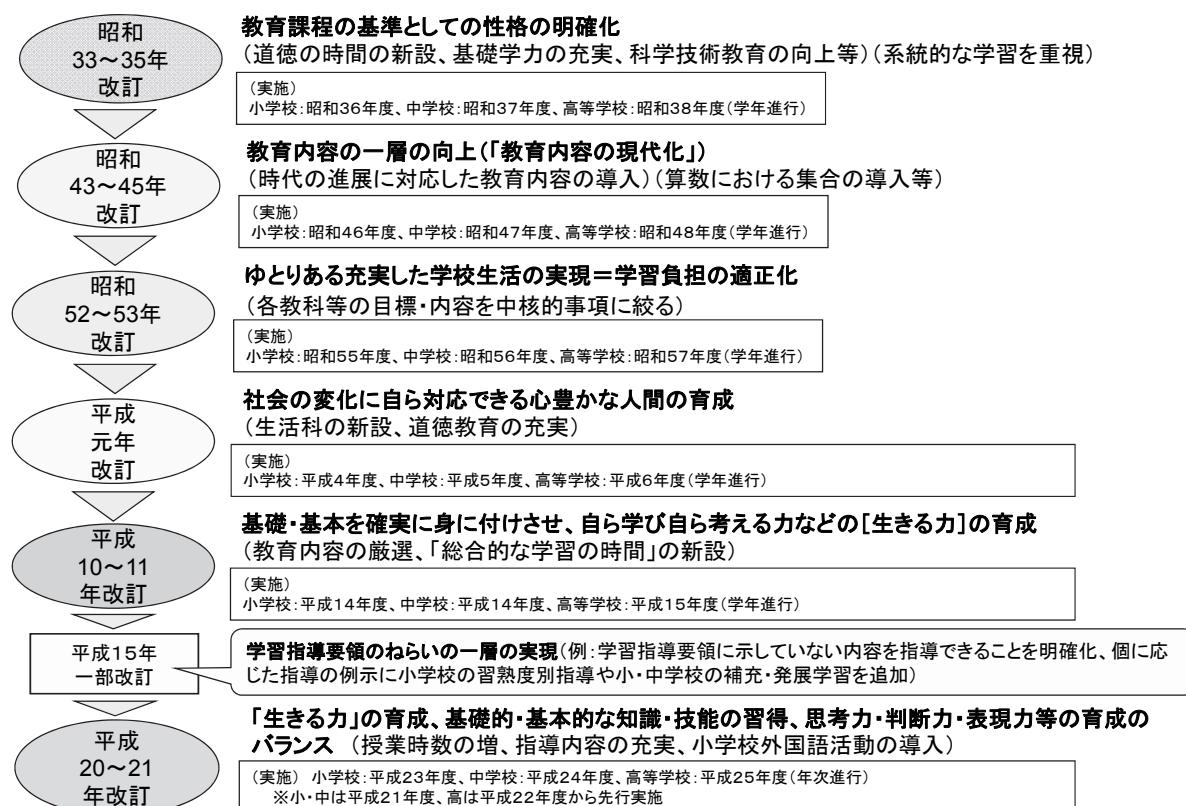
- 全国的な教員研修・支援のハブ機能を整備・充実し、地方公共団体間のネットワークを構築。
- 教師の育成指標に基づく研修指針を策定し、アクティブ・ラーニング等の新たな課題に対応するための現職研修を計画的に実施。
- 初任者研修の充実を図りつつ、優れた指導力を有する教師が助言、支援を行うための教職員体制(メンター制度)を整備。

#### (全国的な教師の育成支援拠点の整備)

- 教師の資質・能力の開発・向上のための取組を国として支援するための拠点を整備。教員採用選考について、都道府県・政令指定都市が活用できるような共同試験の実施を検討。

8

## 学習指導要領の変遷



9

## 学習指導要領改訂の視点

### 新しい時代に必要となる資質・能力の育成

- ①「何を知っているか、何ができるか(個別の知識・技能)」  
各教科等に関する個別の知識や技能など。身体的技能や芸術表現のための技能等も含む。
- ②「知っていること・できることをどう使うか(思考力・判断力・表現力等)」  
主体的・協働的に問題を発見し解決していくために必要な思考力・判断力・表現力等。
- ③「どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか(人間性や学びに向かう力等)」  
①や②の力が働く方向性を決定付ける情意や態度等に関わるもの。以下のようなものが含まれる。
  - ・主体的に学習に取り組む態度も含めた学びに向かう力や、自己の感情や行動を統制する能力など、いわゆる「メタ認知」に関するもの。
  - ・多様性を尊重する態度と互いの良さを生かして協働する力、持続可能な社会作りに向けた態度、リーダーシップやチームワーク、感性、優しさや思いやりなど、人間性に関するもの。

### 何ができるようになるか

育成すべき資質・能力を育む観点からの  
学習評価の充実

### 何を学ぶか

#### 育成すべき資質・能力を踏まえた 教科・科目等の新設や目標・内容の見直し

- ◆ グローバル社会において不可欠な英語の能力の強化(小学校高学年での教科化等)や、我が国の伝統的な文化に関する教育の充実
- ◆ 国家・社会の責任ある形成者として、また、自立した人間として生きる力の育成に向けた高等学校教育の改善(地理歴史科における「地理総合」「歴史総合」、公民科における「公共」の設置等、新たな共通必履修科目的設置や科目構成の見直しなど抜本的な検討を行う。) 等

### どのように学ぶか

#### アクティブ・ラーニングの観点からの 不断の授業改善

- ◆ 習得・活用・探究という学習プロセスのなかで、問題発見・解決を念頭に置いた深い学びの課程が実現できているかどうか
- ◆ 他者との協働や外界との相互作用を通じて、自らの考えを広げ深める、対話的な学びの過程が実現できているかどうか
- ◆ 子供たちが見通しを持って粘り強く取り組み、自らの学習活動を振り返って次につなげる、主体的な学びの過程が実現できているかどうか

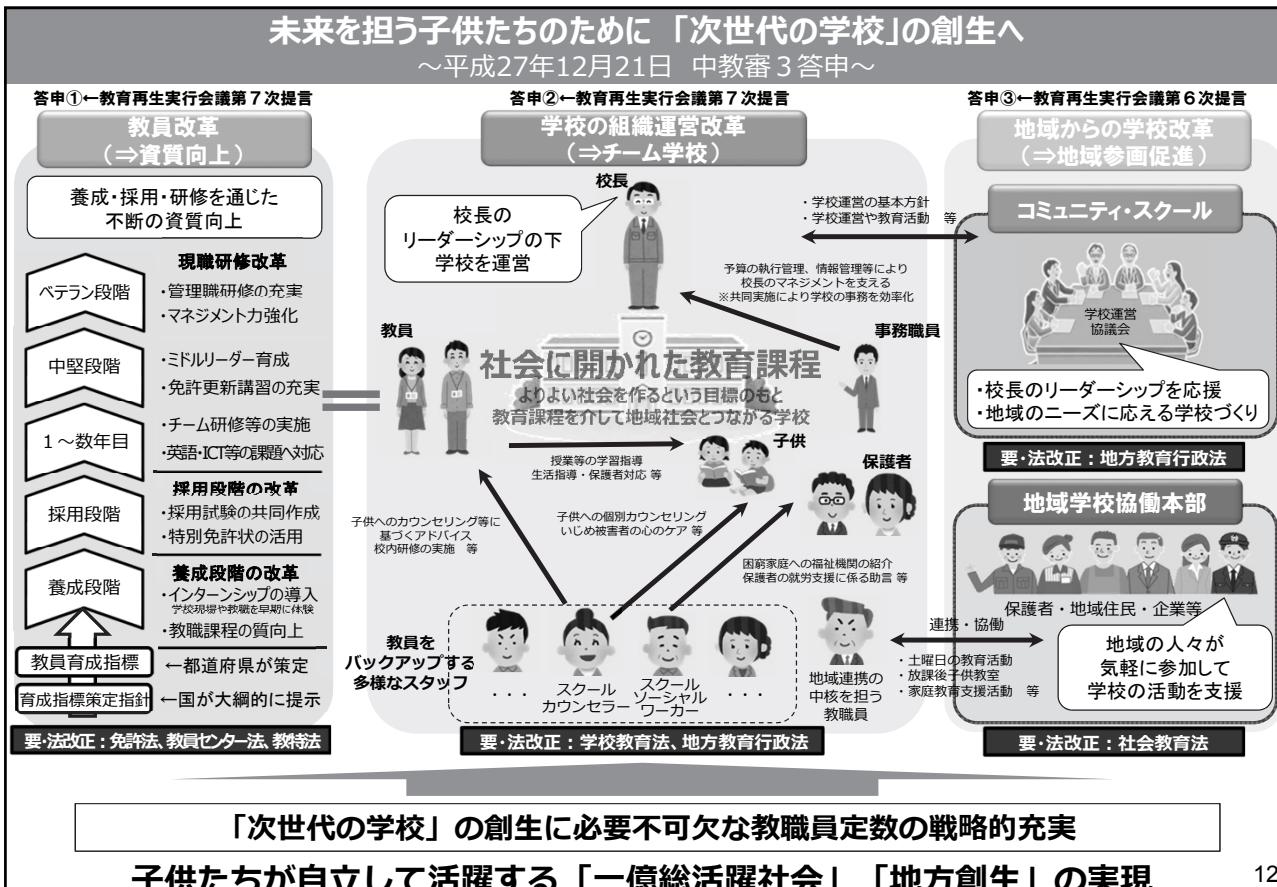
10

## これからの教育課程の理念

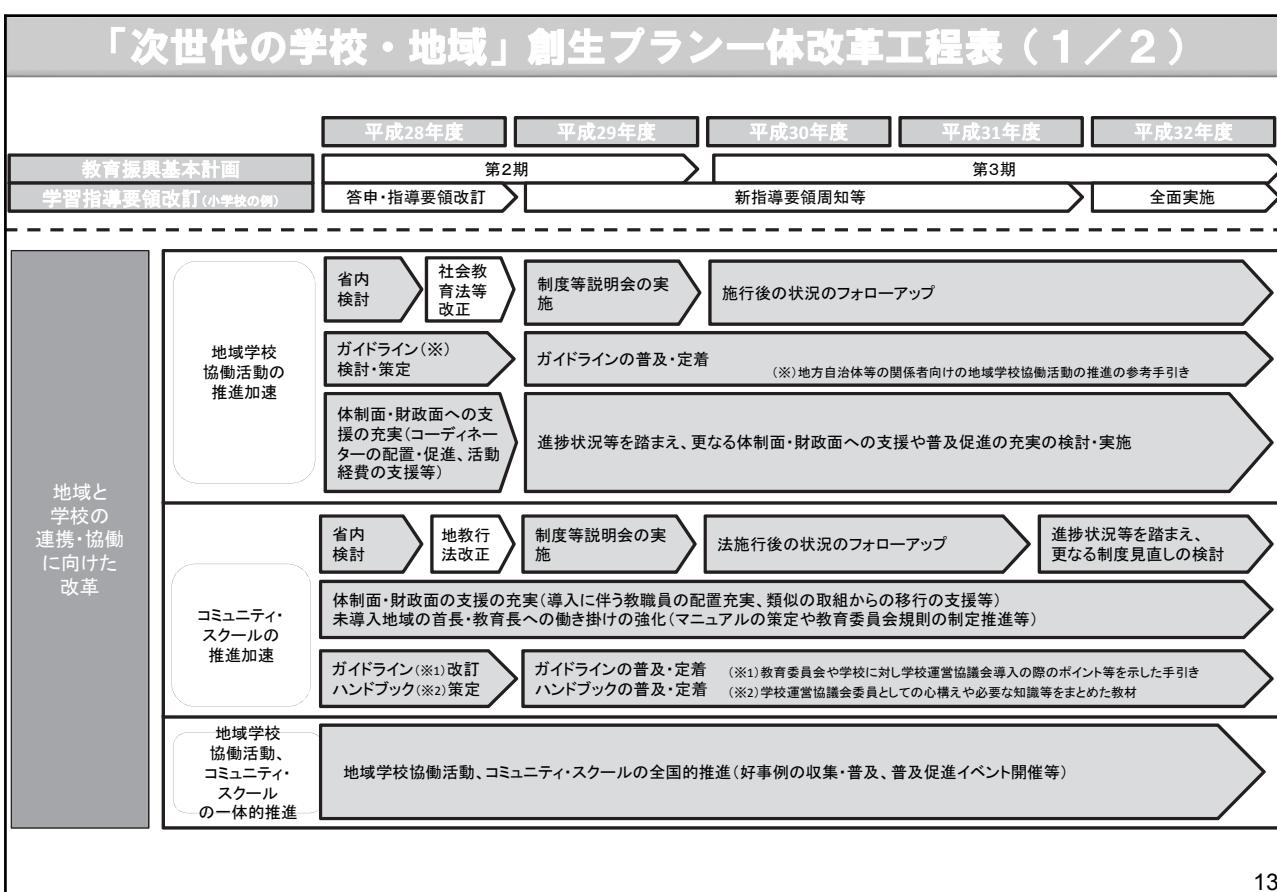
### <社会に開かれた教育課程>

- ① 社会や世界の状況を幅広く視野に入れ、よりよい学校教育を通じてよりよい社会づくりを目指すという理念を持ち、教育課程を介してその理念を社会と共有していくこと。
- ② これからの中学生を創り出していく子供たちが、社会や世界に向かい合い関わり合っていくために求められる資質・能力とは何かを、教育課程において明確化していくこと。
- ③ 教育課程の実施に当たって、地域の人的・物的資源を活用したり、放課後や土曜日等を活用した社会教育との連携を図ったりし、学校教育を学校内に閉じずに、その目指すところを社会と共有・連携しながら実現させること。

11

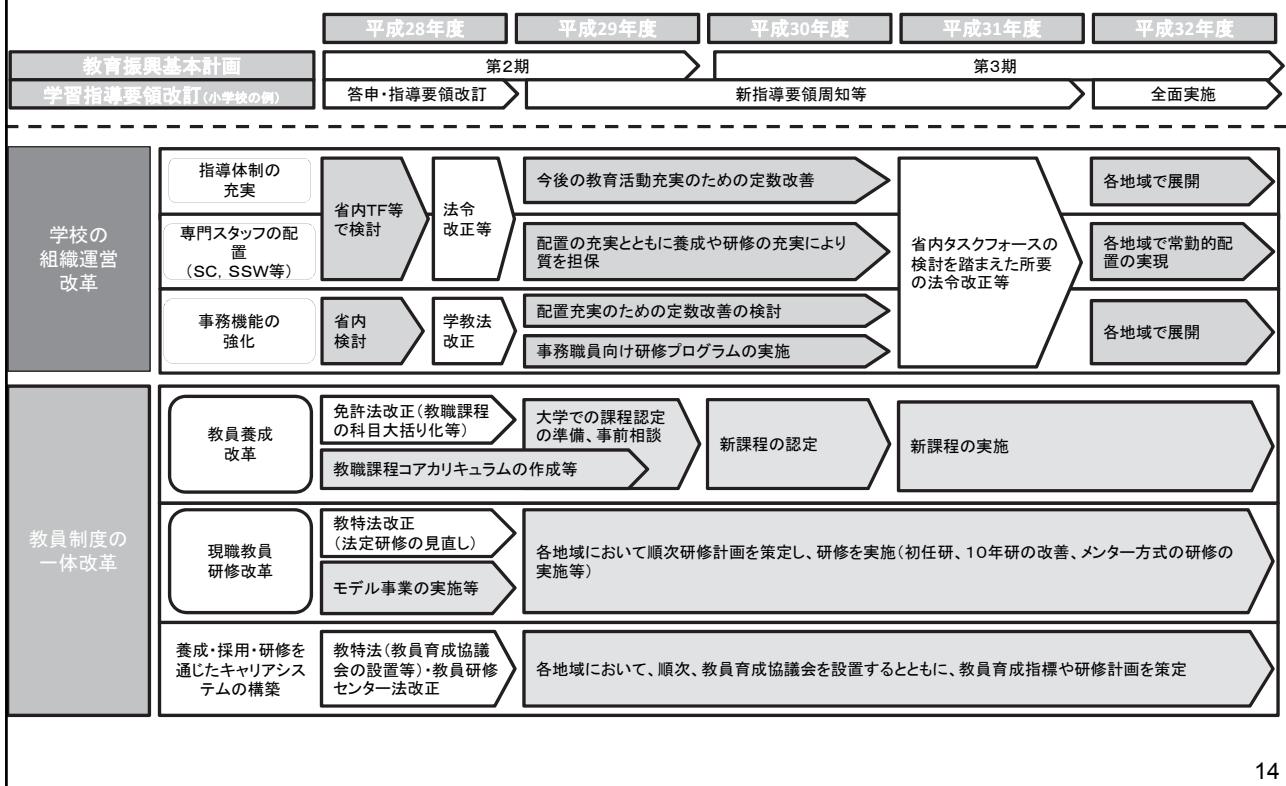


12



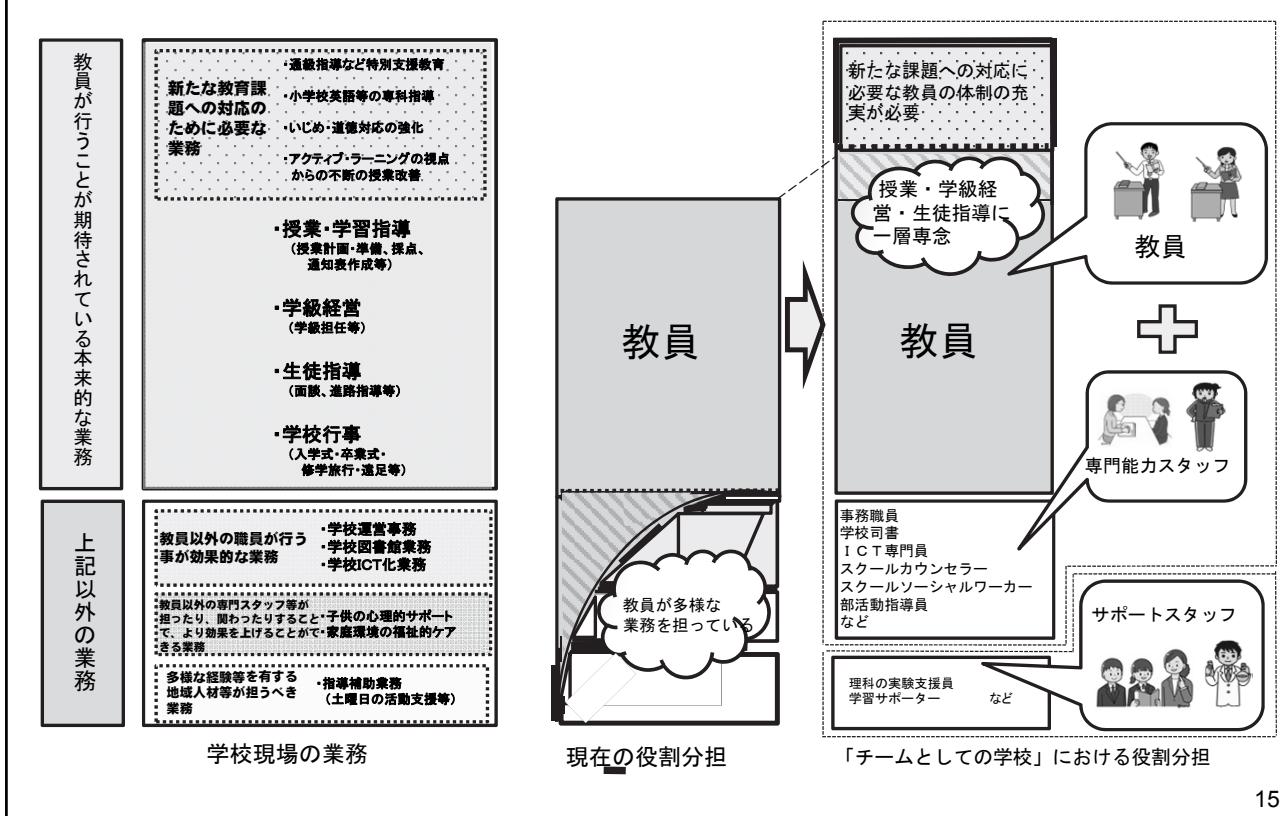
13

## 「次世代の学校・地域」創生プラン一体改革工程表（2／2）



14

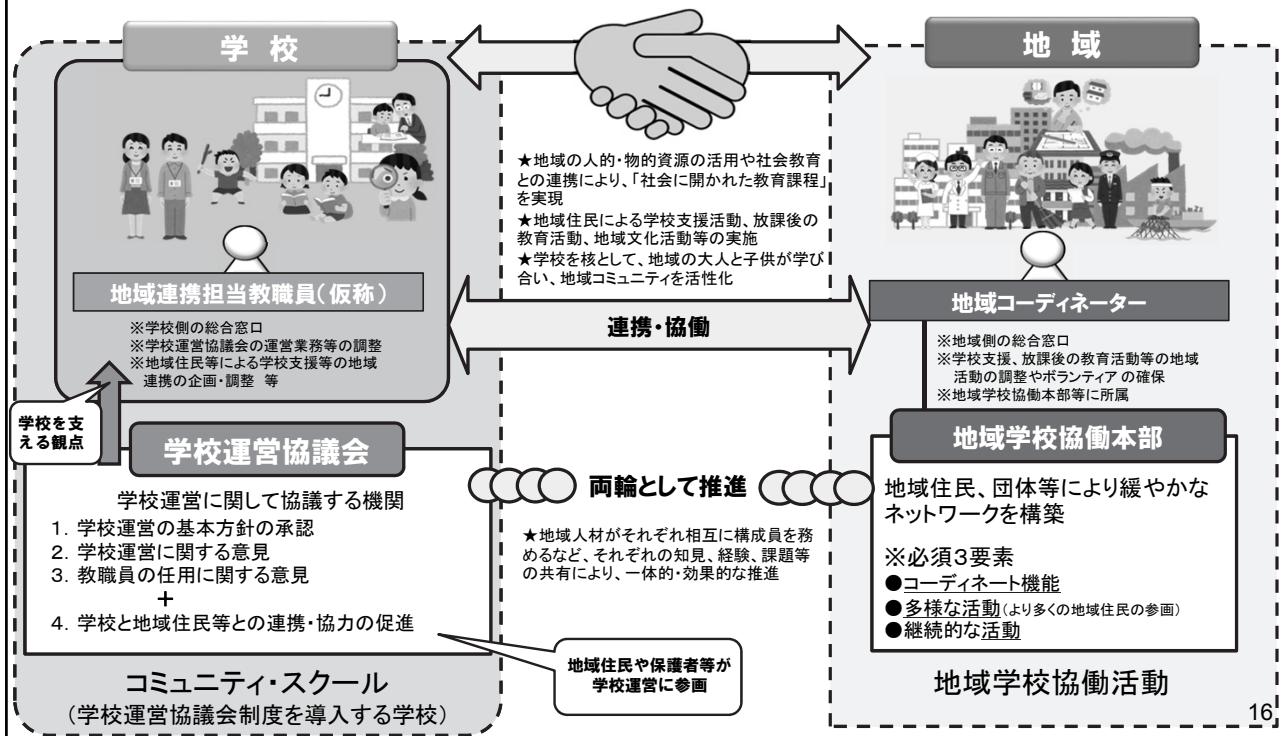
## 「チーム学校」の実現による学校の教職員等の役割分担の転換（イメージ）



15

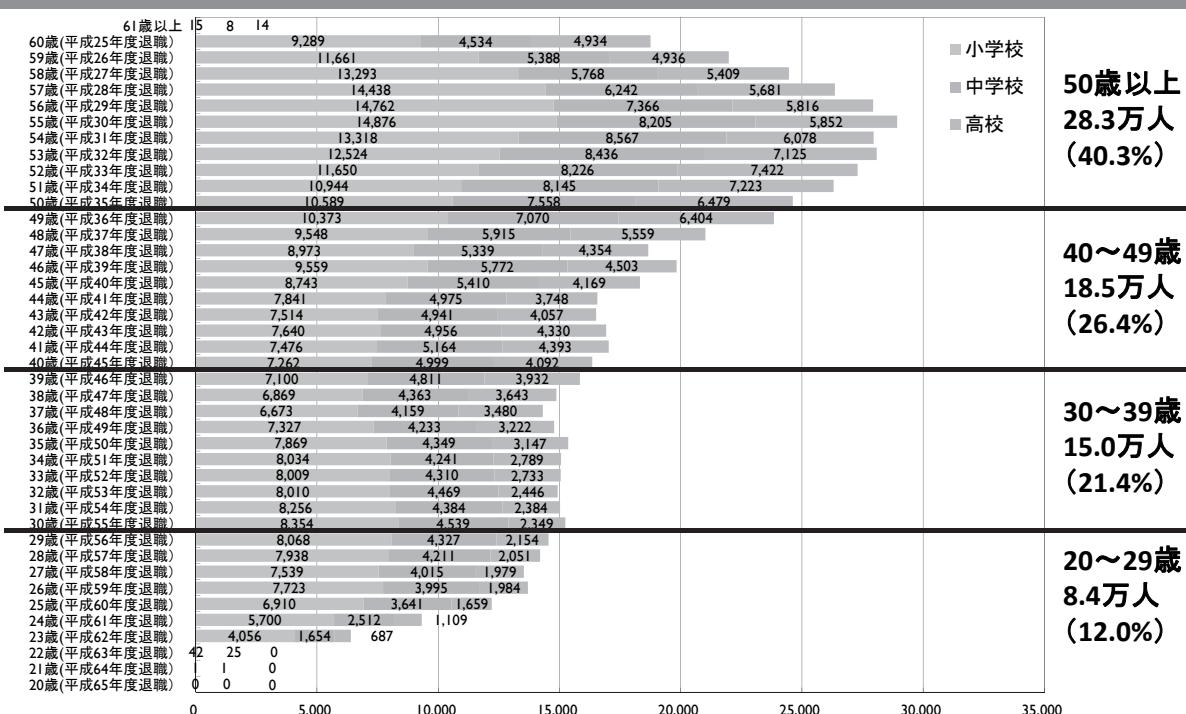
## 学校と地域の効果的な連携・協働と推進体制（イメージ）

—パートナーシップの構築による新しい時代の教育、地方創生の実現—



16

### 公立学校年齢別教員数（平成26年3月31日現在）



【小学校】346,766人 44.0歳    【高校】154,326人 45.8歳  
【中学校】201,223人 44.1歳    【合計】702,315人 44.4歳

※平成25年5月1日現在で在職する正規教員の数(校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、講師(非常勤講師を除く。))

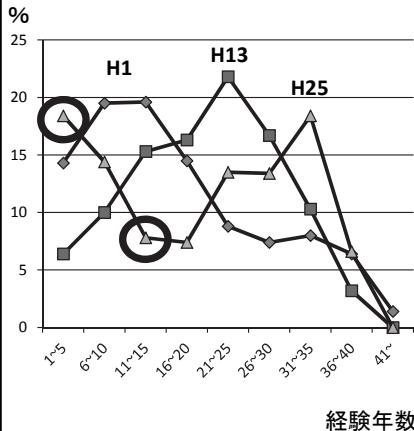
出典：文部科学省調査

17

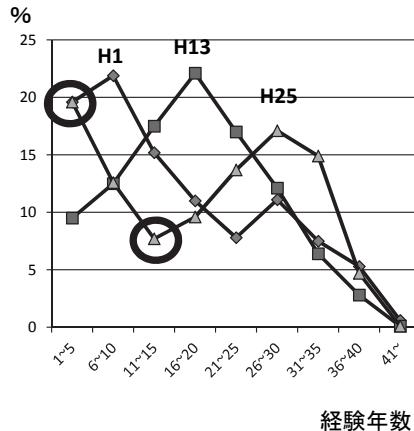
## 教員の経験年数の推移

教員の経験年数の不均衡化：初任者の割合が高く、ミドルリーダークラスの教員の割合が低い

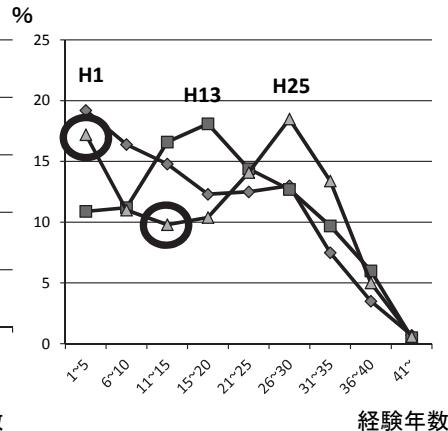
【小学校】



【中学校】



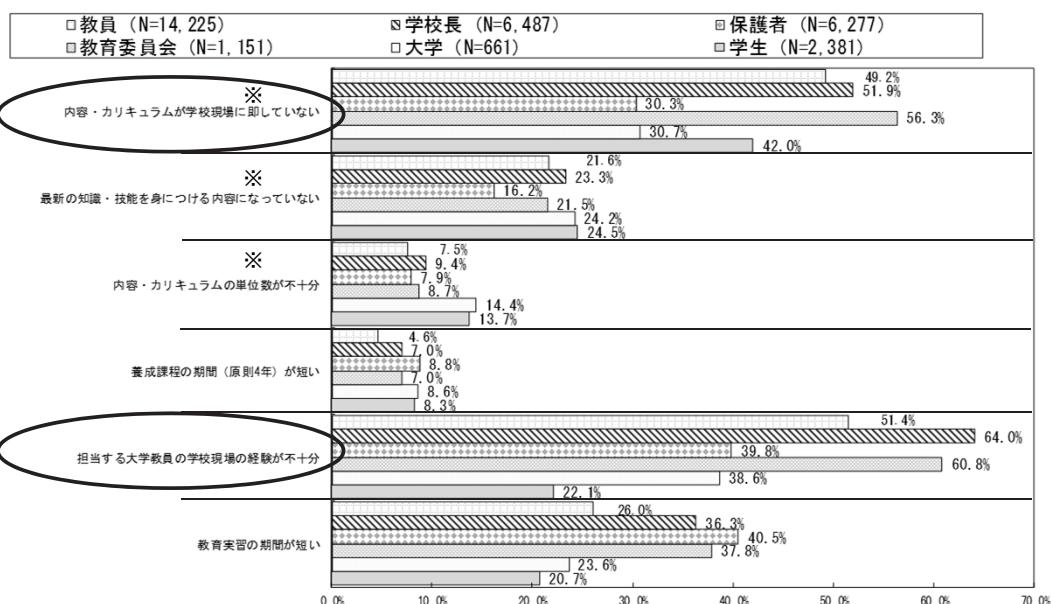
【高等学校】



出典：文部科学省 学校基本調査(平成元年度／平成13年度／平成25年度)

## 教員養成の課題について

平成22年度 「教員の資質能力向上方策の見直し及び教員免許更新制の効果検証に係る調査集計結果」より  
〈現在の学部段階の教職課程の課題〉



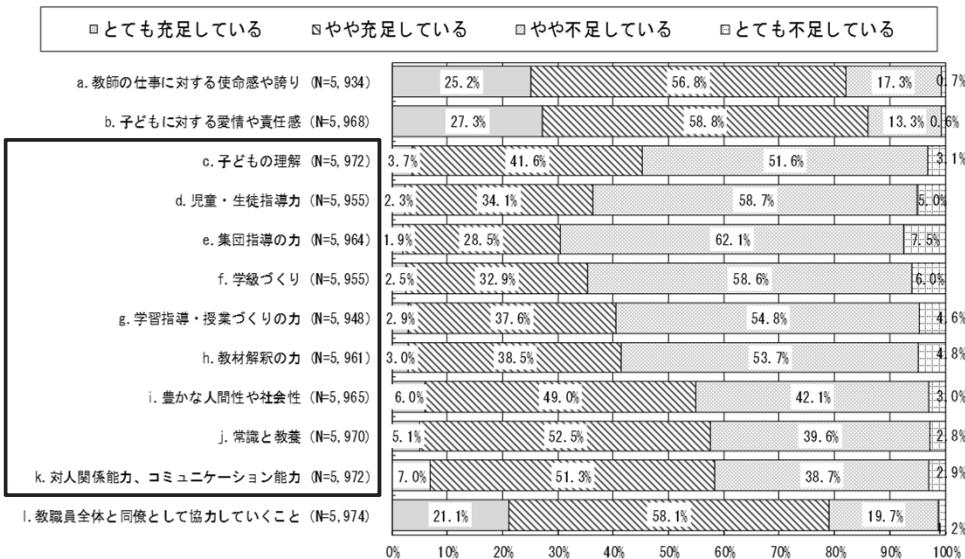
\* 大学には、法定されている教職課程の科目の内容・カリキュラムについて照会

## 初任者教員に対する評価

「教員の資質能力向上方策の見直し及び教員免許更新制の効果検証に係る調査集計結果」より

### 〈初任者教員の資質能力の充足度〉（校長による評価）

ほとんどの項目で「やや不足している」「とても不足している」とする割合が4割を超えており、校長の初任者教員に対する評価は厳しい。



20

## これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について（答申）【概要】 (1/2)

### 背景

- 教育課程・授業方法の改革（アクティブラーニングの視点からの授業改善、教科等を超えたカリキュラム・マネジメント）への対応
- 英語、道徳、ICT、特別支援教育等、新たな課題への対応
- 「チーム学校」の実現
- 社会環境の急速な変化
- 学校を取り巻く環境変化
  - ・大量退職・大量採用→年齢、経験年数の不均衡による弊害
  - ・学校教育課題の多様化・複雑化

### 主な課題

- 【研修】**
- 教員の学ぶ意欲は高いが**多忙で時間確保が困難**
  - 自ら学び続けるモチベーションを維持できる環境整備が必要
  - アクティブラーニング型研修への転換が必要
  - 初任者研修・十年経験者研修の**制度や運用の見直しが必要**

- 【採用】**
- 優秀な教員の確保のための求める教員像の明確化、選考方法の工夫が必要
  - 採用選考試験への**支援方策**が必要
  - 採用に当たって学校内の年齢構成の不均衡の是正に配慮することが必要

- 【養成】**
- 「教員となる際に最低限必要な基礎的・基盤的な学修」という認識が必要
  - 学校現場や教職に関する実際を体験させる機会の充実が必要
  - 教職課程の質の保証・向上が必要
  - 教科・教職に関する科目の分断と細分化の改善が必要

### 【全般的な事項】

- 大学等と教育委員会の連携のための具体的な制度的枠組みが必要
- 幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等の特徴や違いを踏まえ、制度設計を進めていくことが重要
- 新たな教育課題（アクティブラーニングの視点からの授業改善、ICTを用いた指導法、道徳、英語、特別支援教育）に対応した養成・研修が必要

- 【免許】**○義務教育学校制度の創設や学校現場における多様な人材の確保が必要

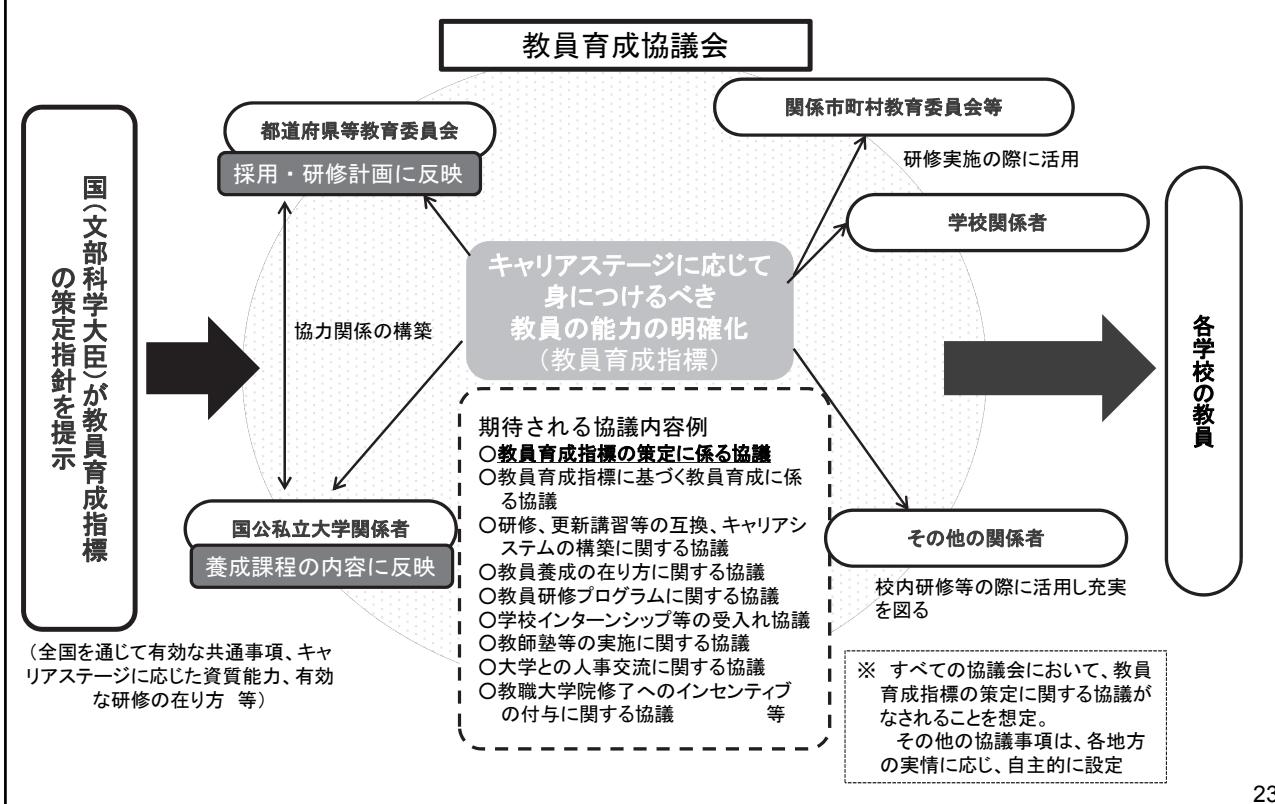
21

## これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について（答申）【概要】 (2/2)

キャリアステージ	改革のポイント
養成段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>教科毎の理論・知識に偏る傾向の改善が必要</li> <li>学校現場を体験する機会等の充実が必要</li> <li>教職課程の質の保証・向上が必要</li> </ul>
採用段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>養成と採用の接続の充実が必要</li> <li>県教委の採用選考の質的向上・実施の効率化が必要</li> <li>特別免許状の活用等、選考方法の工夫が必要</li> </ul>
1～3年目	<ul style="list-style-type: none"> <li>本採・臨採を含めた初任研修の充実が必要</li> <li>教員の大量退職に対応した若手教員育成が必要</li> <li>若手教員の研修体制の充実が必要</li> </ul>
中堅段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>ミドルリーダー不足の解消が必要</li> <li>免許更新制と十年研修との関係の整理が必要</li> </ul>
ベテラン段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校組織経営上のリーダーシップの強化が必要</li> <li>現代的な教育課題に応じたマネジメント力強化が必要</li> </ul>
共通事項	<p><b>【全段階共通】</b> 新たな教育課題に対応するよう改善が必要</p> <p><b>【制度】</b> 教員の資質向上の保証システムの整備が必要</p> <p><b>【基盤】</b> 研修の推進力の強化が必要</p> <p><b>【機会】</b> 研修機会の確保等が必要</p> <p><b>【教職大学院】</b> 教職大学院活用による資質能力の促進が必要</p> <p><b>【全段階共通】</b> 新たな課題(英語、ICT、道徳、特別支援教育)やアクティブラーニングの視点からの学習・指導方法改善の必要性、カリキュラムマネジメントの充実等に対応した教員養成・研修</p> <p><b>【制度】</b> 教員育成指針・指標の作成(国、県) ⇒県毎の実施体制(教員育成協議会)※教委、大学、学校等から構成</p> <p><b>【基盤】</b> 研修ネットワークの構築、調査・分析・研究開発を担う全国的な拠点の整備((独)教員研修センターの機能強化)</p> <p><b>【機会】</b> 教職員定数の拡充、指導教諭や指導主事の配置の充実</p> <p><b>【教職大学院】</b> 教職大学院の高度化・弾力的活用方法の整備(履修証明制度の活用等を含む)</p>

22

## 教員の資質向上に係る仕組みの整備（協議会のイメージ）



23

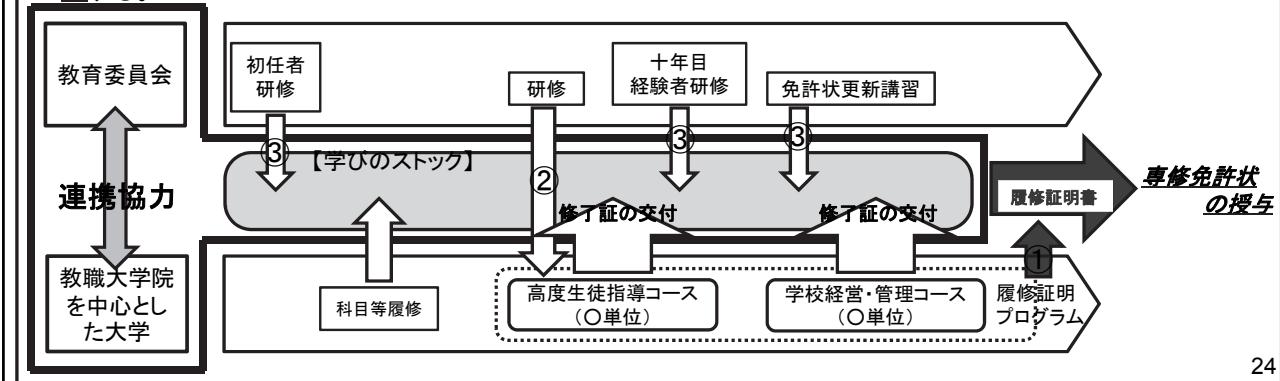
## 教員の資質能力の高度化の促進

- これからの学校教育を担う教員には、その資質能力の多様化及び高度化が求められている。
- 資質能力の高度化に当たっては、教員養成段階で6年間の学修を修める方法もあるが、学び続ける教員像の実現や長い教職生活に鑑み、教職生活全体を通じて学び続け、理論と実践を往還することにより、専修免許状を取得することを促進するとともに、学位以外の方法による教員の職務能力の証明を促進することとする。

### 【履修証明制度等の活用によるラーニングポイント制の導入】

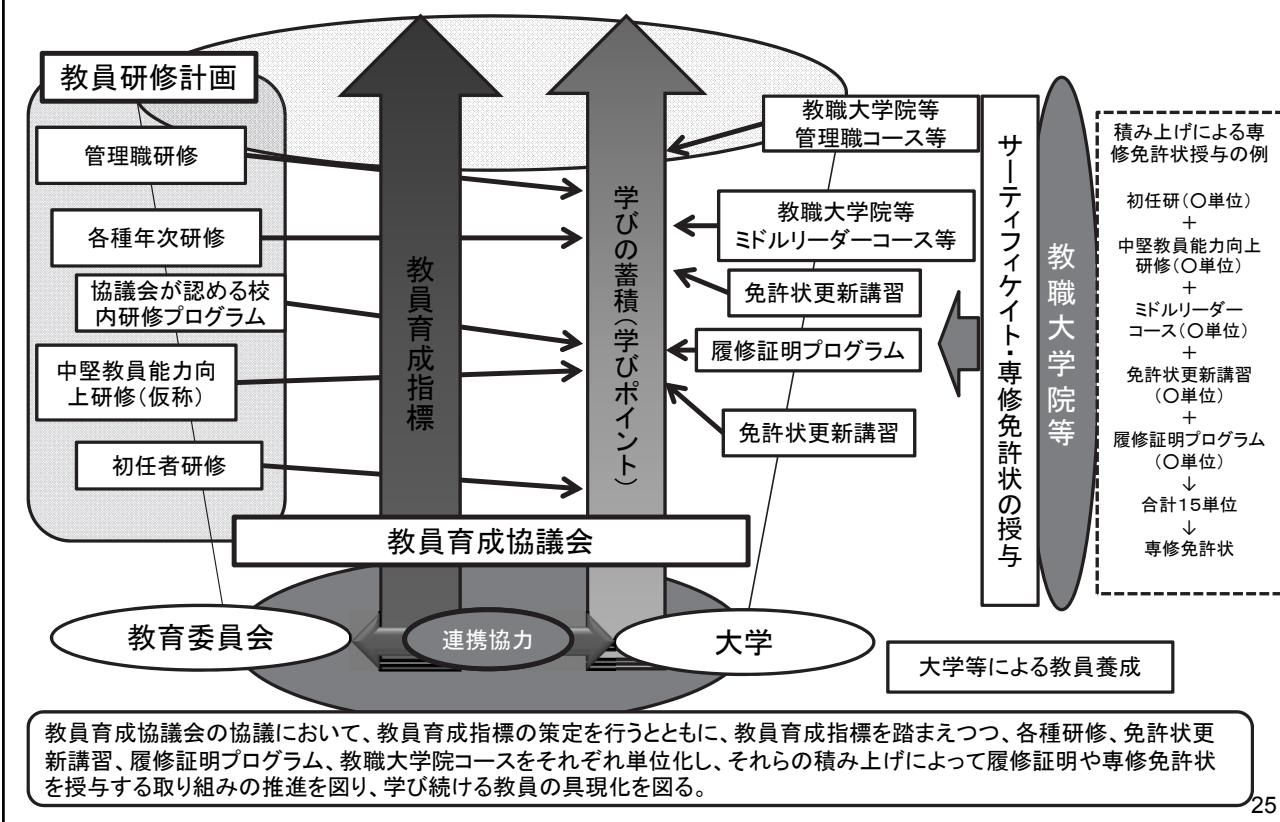
- ① 教職大学院等において、履修証明制度を活用し、現職教員向け特別コースを開設し、受講生に対し、大学が単位を授与する。あわせて、要件を満たした者には、コース修了証や履修証明書(certificate)を交付する。
- ② 教育委員会と教職大学院等が連携し、各種現職研修をこの特別コースと位置付けて、大学が単位を授与する。
- ③ 教育委員会において、自らが実施する各種現職研修や免許状更新講習を文部科学大臣認定講習と位置付けて、教育委員会が単位を授与する。

→ 以上①～③により取得した単位を積み上げ、必要な単位数(15単位)を満たした場合には、専修免許状を授与する。



24

## 学び続ける教員を支えるキャリアシステム（将来的なイメージ）



25

**【小学校】**

**現 行**

各科目に含めることが必要な事項		専修	一種	二種
教科に関する科目 ※国語(書道を含む。)、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭及び体育のうち一以上について修得すること		8	8	4
教職に関する科目	教職の意義及び教員の役割	2	2	2
	教員の職務内容(研修、服務及び身分保障等を含む。)			
	進路選択に資する各種の機会の提供等			
教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 幼稚児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程(障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。)	6	6	4
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項			
	教育課程の意義及び編成の方法 各教科の指導法(一種: 2単位 × 9教科、二種: 2単位 × 6教科) 道徳の指導法(一種: 2単位、二種: 1単位) 特別活動の指導法 教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)			
生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	生徒指導の理論及び方法 教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法 進路指導の理論及び方法	4	4	4
	教育実習			
	教職実践演習			
教科又は教職に関する科目		34	10	2
		83	59	37

→

**見直しのイメージ**

■の事項は備考において単位数を設定

各科目に含めることが必要な事項		専修	一種	二種
教科及び教科の指導法に関する科目 イ 教科に関する専門的事項※「外国語」を追加。 ロ ■各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)(各教科それぞれ!単位以上修得) ※「外國語の指導法」を追加。		30	30	16
教育の基礎的理理解に関する科目 イ 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ロ 教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校への対応を含む。) ハ 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。) ニ 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 ホ ■特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解(1単位以上修得) ヘ 教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)		10	10	6
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談に関する科目 イ ■道徳の理論及び指導法(一種: 2単位、二種: 1単位) ロ 総合的な学習の時間の指導法 ハ 特別活動の指導法 ニ 教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。) ホ 生徒指導の理論及び方法 ヘ 教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法 ト 進路指導(キャリア教育に関する基礎的な事項を含む。)の理論及び方法		10	10	6
教育実践に関する科目 イ ■教育実習(学校インターンシップ(学校体験活動)を2単位まで含むことができる。)(5単位) ロ ■教職実践演習(2単位)		7	7	7
大学が独自に設定する科目		26	2	2
		83	59	37

※「教科に関する科目」、「教職に関する科目」、「教科又は教職に関する科目」の3区分は廃止し、総単位数以外は全て省令において規定。

※「教科及び教科の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」においては、アクティブ・ラーニングの視点等を取り入れること。

※教育実習に学校インターンシップを含む場合には、当該学校種の教育実習の機会を提供するため、他の学校種の免許状取得における教育実習の単位活用を認めない場合も考えられる。

**【中学校】**

**現 行**

各科目に含めることが必要な事項		専修	一種	二種
教科に関する科目		20	20	10
教職に関する科目	教職の意義及び教員の役割	2	2	2
	教員の職務内容(研修、服務及び身分保障等を含む。)			
	進路選択に資する各種の機会の提供等			
教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 幼稚児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程(障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。)	6	6	4
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項			
	教育課程の意義及び編成の方法 各教科の指導法 道徳の指導法(一種: 2単位、二種: 1単位) 特別活動の指導法 教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)			
生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	生徒指導の理論及び方法 教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法 進路指導の理論及び方法	4	4	4
	教育実習			
	教職実践演習			
教科又は教職に関する科目		32	8	4
		83	59	35

→

**見直しのイメージ**

■の事項は備考において単位数を設定

各科目に含めることが必要な事項		専修	一種	二種
教科及び教科の指導法に関する科目 イ 教科に関する専門的事項 ロ ■各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)(一定の単位数以上修得すること)		28	28	12
教育の基礎的理理解に関する科目 イ 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ロ 教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校への対応を含む。) ハ 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。) ニ 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 ホ ■特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解(1単位以上修得) ヘ 教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)		10	10	6
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 イ ■道徳の理論及び指導法(一種: 2単位、二種: 1単位) ロ 総合的な学習の時間の指導法 ハ 特別活動の指導法 ニ 教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。) ホ 生徒指導の理論及び方法 ヘ 教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法 ト 進路指導(キャリア教育に関する基礎的な事項を含む。)の理論及び方法		10	10	6
教育実践に関する科目 イ ■教育実習(学校インターンシップ(学校体験活動)を2単位まで含むことができる。)(5単位) ロ ■教職実践演習(2単位)		7	7	7
大学が独自に設定する科目		28	4	4
		83	59	35

※「教科に関する科目」、「教職に関する科目」、「教科又は教職に関する科目」の3区分は廃止し、総単位数以外は全て省令において規定。

※「教科及び教科の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」においては、アクティブ・ラーニングの視点等を取り入れること。

※教育実習に学校インターンシップを含む場合には、当該学校種の教育実習の機会を提供するため、他の学校種の免許状取得における教育実習の単位活用を認めない場合も考えられる。

## 【高等学校】

## 現 行

各科目に含めることが必要な事項			専修	一種
教科に関する科目			20	20
教職に関する科目	教職の意義及び教員の役割		2	2
	教員の職務内容(研修、服務及び身分保障等を含む。)			
	進路選択に資する各種の機会の提供等			
	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想		6	6
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程(障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。)			
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項			
	教育課程の意義及び編成の方法			
	各教科の指導法			
	特別活動の指導法			
生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)		4	4
	生徒指導の理論及び方法			
	教育相談(カウンセリング)に関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法			
進路指導の理論及び方法				
教育実習			3	3
教職実践演習			2	2
教科又は教職に関する科目			40	16
			83	59

## 見直しのイメージ

■の事項は備考において単位数を設定

各科目に含めることが必要な事項			専修	一種
教科及び教科の指導法に関する科目	イ 教科に関する専門的事項 ロ ■各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)(一定の単位数以上修得すること)		24	24
教育の基礎的理解に関する科目	イ 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ロ ■教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校への対応を含む。) ハ 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。) 二 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 ホ ■特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解(1単位以上修得) ヘ 教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	10	10	
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	イ 総合的な学習の時間の指導法 ロ 特別活動の指導法 ハ 教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。) ニ 生徒指導の理論及び方法 ホ 教育相談(カウンセリング)に関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法 ヘ 進路指導(キャリア教育に関する基礎的な事項を含む。)の理論及び方法		8	8
教育実践に関する科目	イ ■教育実習(学校インターンシップ(学校体験活動)を1単位まで含むことができる。)(3単位) ロ ■教職実践演習(2単位)		5	5
大学が独自に設定する科目			36	12
			83	59

※「教科に関する科目」、「教職に関する科目」、「教科又は教職に関する科目」の3区分は廃止し、総単位数以外は全て省令において規定。

※「教科及び教科の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」においては、アクティブ・ラーニングの視点等を取り入れること。

※教育実習に学校インターンシップを含む場合には、当該学校種の教育実習の機会を提供するため、他の学校種の免許状取得における教育実習の単位流用を認めない場合も考えられる。

## I – 3 話題提供

### 「熊本地震における子どもの健康と学校支援 ～大学から幼稚園までの支援の実際と大学避難所での対応から思うこと～」

熊本大学教育学部養護教育 佐藤 伸子

この度の熊本地震では全国の皆様から暖かいご支援をいただき誠にありがとうございました。心より御礼申し上げます。

わたくしは養護教諭ではありませんので、子どもの様子や学校支援の実際を自分の経験としてお伝えすることはできません。そこで、現場の先生から伺ったお話と、大学での学生支援や大学避難所でのかかわりを通して感じたことをお話しして参ります。

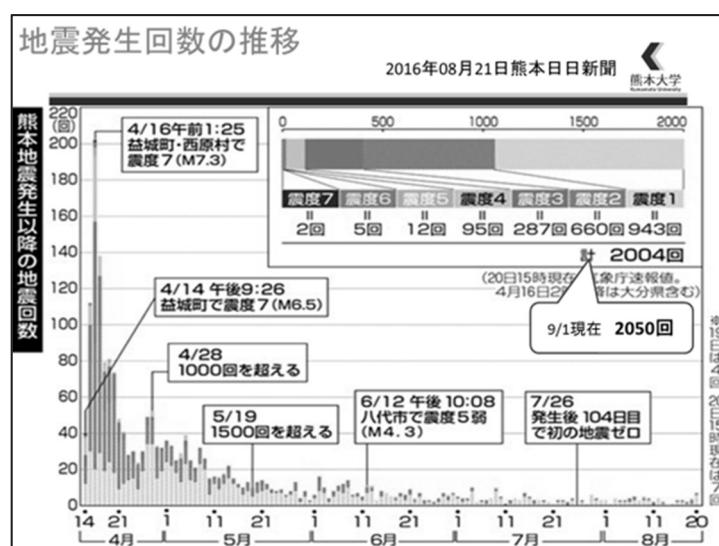
まず、熊本地震の概要について触れた後、地震発生から学校再開まで、学校再開から夏休みまで、夏休みに行われたこと、については大学での対応を中心に、各学校で実施されたことの中で校種の特徴があれば加えてお話をします。そして大学避難所での対応と被災して思うことをお話しします。

#### 1. 熊本地震について

熊本県は九州の中東部に位置しており、阿蘇や天草、人吉など皆さんもご存じの観光地を有する県です。地震保険の保険料率で示されていた通り、地震の発生確率としては、都道府県の中で一番低い区分として扱っていました。そのためほとんどの県民がこのような大地震が発生することを予測していなかったと思われます。私自身、活火山である阿蘇山噴火の可能性や、職場や居住地に活断層が走っていることを知っていましたので、地震がいつでも起こりうると分かっていたつもりでしたが、報道で扱られている関東や南海トラフ地震がまず先であろうと思い込んでおりました。

そのような熊本に4月14日21時26分益城町を震源として最大震度7の前震が発生し、その約28時間後の4月16日1時25分に益城町と西原村を震源とした最大震度7の本震が発生しました。

こちらが前震からの地震発生回数の推移を日ごとに集計した棒グラフに表したもので、発生から3日ほどは大きな揺れが続いていることがわかりますが、この時期は地震のない状況下でも体が揺れている錯覚を感じることがありました。発生から約2週間で1000回、その後2週間ほどでさらに500回と次第に地震発生回数は減少しましたが、4か月半を過ぎた8月31日に最大震度5の地震が発生



し、9月1日には累計2050回を数え、本日までに終息していない状況です。

被害状況は、8月30日現在で、人的被害　死者98名、重軽傷者2348人、住宅被害166,661棟でした。この数は多いのでしょうか？少ないとお感じでしょうか？

関連死を除く 50 名のうち、前震でなくなつた方は 9 名でした。多くの方は避難所から戻られた自宅で本震に遭い亡くなられました。

また本震の翌日がピークでしたが、4月 17 日時点では 38 市町村 855 か所の避難所に 18 万 3 千 8 百 8 十 2 人の方が避難されました。4 か月半たった現在も 21 か所で 840 人が避難所生活を送っておられます。このほか、自宅の敷地内でテント暮らしや小屋で暮らしている方もいまだにおられると聞いております。またこの地震は、2 度の大きな揺れに続き、余震が収まらないことが特徴でしたので、自宅が倒壊していなくても車中泊を続ける方が多かったと思われます。私も 4 週間ほど車中泊をして周囲に心配をかけておりました。

応急仮設住宅の建設が進められており、現在開設している避難所も順次閉鎖される予定ですが、倒壊家屋の撤去や家屋改修が進んでいない状況を見ましても、復旧復興の道のりはまだまだ先が長いと言えます。

ではここからが本題です。これからのは、大学教員個人の経験、教育学部四附属学校園の取り組み、ご協力下さった公立学校養護教諭の体験談（小学校、中学校、高等学校）、熊本市教育委員会指導主事からのいただいた情報を基に話をしますので、甚大被害地の学校でご苦労された先生方の状況は十分に踏まえられておりません。

また4月の地震発生以来、現場の養護教諭の先生方は必死で子どもを支援してこられ、やっと1学期を終えられました。そのため、現場の先生方が心身ともに落ち着かれた時期を待って8月下旬にインタビューしたもので、十分にまとめられていない状況でお話することをご容赦ください。

なお、支援の実際については、各校種の特徴に触れつつ、大学から幼稚園での事項をまとめて話をていきます。

# 熊本県内の被害状況 1

8月30日13:30現在 熊本大学

## (1) 人的被害

- ①死者 98人 (関連死48人を含む)
- ②重軽傷者 2,346人 + 関連被害 2人

## (2) 住家被害状況 166,661棟 (熊本地震166,588棟+関連被害73棟)

①全壊	8,146棟	+	9棟
②半壊	29,009棟	+	30棟
③一部損壊	129,412棟	+	8棟
④床上浸水	0棟	+	8棟
⑤床下浸水	0棟	+	16棟
⑥未分類確定	21棟	+	2棟

6月下旬の  
大雨による  
二次災害

熊本県内の被害状況 2

8月30日13:30 4/17

(3) 避難所数および避難者数の確認状況

①避難所数 21か所(11市町村)

熊本市1(76)、宇土市1(12)、宇城市1(38)、  
美里町3(6)、大津町2(8)、高森町3(0)、  
南阿蘇村2(68)、西原村1(33)、  
御船町3(119)、嘉島町1(40)、益城町4(440)

②避難者数 840人(前日より13人減)

○○○ 4/17

(4) 水道：断水 約800世帯

855か所  
38市町村

183,882人

## 2. 地震発生から学校再開までに行なわれたこと

まず、前震は4月14日（木）の21時26分でしたので、子どもたちは自宅や塾、大学生はアルバイトやサークル活動をしていました。また教職員も職場で仕事あるいは自宅で家族と過ごしていた時間帯でした。

地震により、多くの方は一旦屋外へ出て、車やテント、一時避難所等でその日は過ごしました。

翌日は金曜日でしたので学校は休校となりましたが、教職員で可能な方は職場に集まられたようでした。その日は職場の安全確認と簡単な片付け、教職員や子どもの安否確認を行いました。

その夜は余震が続いていましたが、大きな揺れに備えて避難先で過ごす方が居た一方で、前震のような大地震は来ないであろうと思い自宅へ戻る方がほとんどだったようです。そして、それぞれの場所で前震の翌日を過ごしました。

ところが、日付が変わってすぐの4月16日（土）1時25分に本震が起こり、前震で持ちこたえていた家屋の多くが倒壊することとなり、その結果、多くの方が犠牲となりました。ほとんどの方が就寝している時間帯でしたので、自宅にいた方は地震で覚醒し、多くの方が一時避難所等へ避難されました。合わせて、教職員の中には学校での避難所対応に備えて学校に向かわれる方もありました。

本震発生日は土曜日、翌日は日曜日でしたので、教職員は、避難所対応にあたるものと自宅で片付等にあたるものに分かれました。

私は、大学へ避難した学生から、本震発生後から電話やメールが届き、その対応をしながら朝を迎えるました。また避難した学生が大学避難所での対応について相談してきましたので、土曜日と日曜日は大学避難所へ出ていき、大学生が担当していた救護コーナーの支援に入りました。

そして、18日月曜日は15日同様、職場に出ていける教職員が集まり、避難所の運営にあたったり、職場の安全確認と片付け、教職員や子どもの安否確認を行ったりしました。

安否確認の手段は主にメールや電話でしたが、震源地周辺の公立学校では、避難所を回ってやっと連絡が取れる場合も少なくなかったようです。この時、本人や家族、住居の被災の可能性を念頭に置き、発信する文面や話す内容には配慮し、本人や家族の心情をしっかり受け止めるよう心がけて、取り組まれていました。また、この機会に、学校からの連絡方法（web掲示板、メー

**地震発生時刻・被災場所**

1. 前震 最大震度7(益城町)  
4月14日(木)21時26分  
子ども:自宅、塾ほか  
教職員:職場、自宅ほか

2. 本震 最大震度7(益城町、西原村)  
4月16日(土) 1時25分  
子ども・教職員:自宅、避難先

※4月29日までに、最大震度 6強2回、6弱3回、5強4回

うわっ、地震?!  
このまま家に押し  
つぶされる??

星間でなくてよかったです

勤務時間外

夜間

火を使っていい時間  
帯でよかったです

**地震発生から学校再開までに行なわれたこと**

熊本大学

1. 地震の認知、状況判断
2. 周囲の安全確認と避難
3. 学校へ参集、学校の被害状況把握  
【管理職:災害対策本部の設置】
4. 教職員の安否確認  
→(大学)非常勤教職員の安否確認
5. 子ども(幼児・児童・生徒・学生)の安否確認
6. 安否情報・被害状況の報告 【本部】休校の決定
7. 子どもや保護者への連絡(休校・安全確保・再開)
8. 休校に伴う外部機関や関係者への連絡・調整
9. 学校再開への準備
10. 避難所運営への支援

2度、繰り返すこと  
になりました!

ル送信）を本人や保護者へ周知し、各自が確認する旨の依頼も行われていました。

大きな地震が 2 回発生しましたので、結果的に地震後の初期対応を二度繰り返すことになりました。

学校の被災状況としては、施設の耐震改修がほぼ終了していたことから、倒壊した建物はなかったものの、公立学校をはじめとする各種学校、大学など震源地を中心として広域に被害が及びました。校舎では内外壁のひび割れ、基礎の破壊、構造物落下の可能性など、また、体育館では、ブレース破断、内壁落下等の被害により、使用禁止にせざるを得ない状況も多数みられました。

そのため、4月 18 日よりほとんどの学校が休校となり、被災状況により順次を再開されました。が、全校が授業を再開できたのは 5 月 10 日でした。【参考：熊本地震の被害を踏まえた学校施設の整備に関する検討会（第 2 回）資料（平成 28 年 6 月 30 日）】

休校については、本震の後、段階的に延期されました。長いところでは 2 週間半ほどありましたので、その間の生活指導や高校では課題も学校から発信されました。特別支援学校では定期的に担任から保護者に電話を入れ、子どもの体調を確認しつつ、安心を図られていました。大学では、就職活動中の学生に対して企業への配慮を願い出た旨の掲示が出されたりもしました。

休校中の教職員の仕事は子どもへの連絡だけでなく、非常勤講師など外部講師への連絡や、健診診断関係者への連絡と再開に向けた調整もありました。大学では 6 月に教育実習が 2 学年で予定されていましたが、実習校の受け入れが困難となりましたので、延期となりました。

また、ライフラインの確保や校舎、体育館などの補修のための調整、片づけ、子どもの通学路の安全点検、住所変更の有無や通学手段の確認なども行いました。また、休校期間の後半には、授業再開後行事の精選や期日の決定、そして授業計画の再編など行いました。

さらに、教職員も様々なストレスを受けていましたが、被災した子どもへの影響の大きさが懸念されたので、震災が子どもに及ぼす影響について、教職員間で理解を深め、それをどのような把握していくか、そしてどのような支援が必要かについて各学校で検討が進められました。その際に、活用された資料は文科省から平成 22 年に出された「子どもの心のケアのために 一 災害や事件・事故発生時を中心に」や平成 26 年に出された「学校における子供の心のケア－サインを見逃さないために－」をはじめとして震災・学校支援チーム（EARTH）の「EARTH ハンドブック」や東北地方の教育委員会から出された資料などで、スクールカウンセラー（SC）やスクールソーシャルワーカー（SSW）の助言を受けながら、使用する調査票を工夫し、実施頻度と活用方法も学校の被災状況踏まえた計画がそれぞれに立てられました。また、この期間に保護者向け心のケア研修会を企画した学校もありました。

公立学校のほとんどが一時避難所（指定緊急避難所）となっていましたので、危険判定のおりていない運動場、体育館を中心に、一部は校舎を開放して、避難所運営が行われました。避難所開設については管理職が判断していましたが、教職員の避難所運営への関わりについては、学校ごとに違いがあり、それは管理職の考え方や教職員の被災状況によるものでした。熊本大学は運動場だけが一時避難所でしたが、近隣の方が避難してこられましたので、体育館や武道館等を開放し、直後は避難してきていた学生が主となって避難所を運営しておりました。いずれにせよ、どの学校でも、直後は学校関係者が運営に係わっていましたが、段階的に行行政の方に運営を引き

継ぎ、その後は可能な範囲で支援している状況だったと思われます。この間、大学生、高校生、中学生の多くがボランティアとして運営に携わっており、避難者の生活を支える大きな力となっていたことは間違ひありません。

養護教諭の関わりについて目を向けると、救護担当者として専従する方がいる一方で教職員メンバーの一人としてシフトに入り、様々な役割を担っている方もいました。専従した養護教諭の多くは、自身のことは脇に置き、避難所での関わりで過労状態にあられたようです。

避難所運営をした学校の保健室については、救護所として開放されたり、開放はしないものの、物品（薬、衛生材料、寝具、机）の提供を行ったりしていました。救護所となっていたケースでは学校再開のための準備ができづらかったり、提供した備品については返却されないまま学校を再開したりと、様々な問題が生じていました。

### 3. 学校再開から夏休みまでに行われたこと

学校再開初日、公立学校では全校集会が行われました。そこで、ストレス反応と対処法について講話を行った養護教諭もいました。また養護教諭は保健だよりを発行し、健康診断の計画を告知するとともに、ストレスマネジメントについての情報提供やカウンセリングの案内を行いました。そして、ほとんどの公立学校で心と体のチェックリストによる初回調査が行われました。

地震が発生したのが入学式および始業式から数日後でしたので、再開後も幼稚園や小学校では短時間から授業を再開し徐々に時間数を増やしていました。また、教室の使用できなくなったりした学校は、交替で教室を使用したり、代替施設（体育館、テント）を使用したりして、授業を受けっていました。その間、養護教諭は他の教職員の協力の下、健康診断を実施していくことに苦慮したようでした。

長いところで2週間半の休校でしたので、夏休みを短縮したり、1日の時間数を増やしたりと、補講を設定することで必要時間数を確保していました。

再開後の健康状態については、日々の健康観察を地震前より丁寧に行ったり、チェックリストを用いた調査を定期的に実施したりして把握していました。その結果を担任や養護教諭がまとめ、そこで上がってきた子どもを担任や養護教諭が面談をした後、必要に応じ、保護者の意向を尊重してSCやSSWにつないでいたようです。専門家との面談にあたっては養護教諭が同席することが多かったため、SCが交代することが多い学校では養護教諭が子どもの状況についての説明役を担っていました。

子どもの様子としては、音や揺れに敏感、地震発生が夜間であったことから、自宅で個室に一人で入れない、一人で居られない、暗い部屋を怖がる、眠れない、イライラする、乱暴になるなどの変化が多くみられたようですが、年齢に関係なく退行現象が目立ったようです。幼稚園では地震ごっこをする幼児も多く、そのことで不安になる幼児が居ないかを確認しながら養護教諭はその様子を見守っていたようです。

また、学校再開直後は保健室来室者数が増えた学校も一部には見られましたが、6月には落ちついたようでした。

高校では、生徒の居住地がそれぞれ違うことから被害状況も違い、地震に対する思いや生活への影響にも個人差が大きく、養護教諭は大きな被害を受けた生徒の辛さに思いを寄せ、その辛さ

を軽減する関りを実践していました。

心のケアの必要な児童生徒数として、熊本県教育員会は2,134人（1.8%）（5/30現在）、熊本市教育委員会は5/16は2,143人（3.5%）、6/9は1,834人（3%）と発表しました。熊本市での数は時間とともに減少して見えますが、6月のデータのうち1,215人が新たな子どもであったことから、子どもの状態は落ち着いたり、不安定になったりと時間の経過とともにさまざまに変化していることが分かりました。余震が続いていることや、避難所生活や損傷した家屋での生活を続けている子どもも多く、その影響が伺えます。

このように、学校では、子どもが日常の学校生活を取り戻せるように、各学校の被災状況に応じて、教職員が専門職や保護者と連携して支援を行っていました。それと同時に、避難訓練をはじめとする安全教育も併せて行われました。また被災した学校には県内外の学校からの派遣教員が加配され、子どもへの支援を支えて下さっていました。中でも震災経験者から助言は現場の教職員へ安心感を与えていたようでした。

#### 4. 夏休みに行われたこと

夏休みには、一学期のまとめ（地震後の取り組みの振り替り）を個人や学校単位、そして養護教諭は部会などでなされていました。また、心のケアに関する研修会も実施され、2学期に向けた準備（施設の改修、延期された行事の準備、授業時間の調整など）に取り組まれていました。

以上、地震直後から夏休みまでの取り組みを述べましたが、今回のインタビューを通して分かったことは、すべての養護教諭がそれぞれの工夫により被災した子どもの心身の健康状態の把握に努め、適時の支援にチーム学校の一員として尽力していたということでした。今回、私自身、そのことを確認する良い機会となりました。

#### 5. 大学避難所の対応について

大学避難所で経験したことからお伝えしたことがたくさんありましたが、時間がありませんので、またいつか機会があればお話したいと思います。熊本大学では学生が主体となって避難所運営を支援してくれましたが、その様子は大学のウェブサイトに掲載されているWEBマガジンでご覧いただけます。お読み下されば学生の素晴らしい活躍をご確認いただけるとともに大学避難所の様子についてもご理解いただけると思います。

<http://www.kumamoto-u.ac.jp/daigakujouhou/kouhou/kouhoushi/kumadainow/people/>

#### 6. 被災して思うこと

今、被災して思うことは、これまでたくさんの被災者の経験談に学んできたつもりでしたが、結局、他人事だったということです。同じ地震を経験した方が近隣で亡くなつたことや実際に倒壊した家を見たことで、自分の命が助かったことや家を失つてはいないことが偶然にすぎなかつたことを実感します。

これまで被災経験のない方に、是非お伝えしたいことは、災害時に役立つ備蓄や避難訓練など、わが身に本当に起こりうることと想定して、備えていただきたいということです。

私も災害を経験できたからこそ分かったことを今後の教育内容に生かしつつ、学生の生きる力をさらに増強できるよう取り組んでいきたいと考えております。

最後に、熊本には地震直後の状況がそのまま残っているところがたくさんあります。だからこそ、全国の皆様にお越しいただき、皆様のご支援で復旧復興していく熊本の姿を見届けていただければ嬉しく思います。是非、足をお運びください。

## I – 4 2016 年度総会議事録

日時：2016 年 9 月 2 日（金）10：00～12：15

### 1. 開会

三村副会長より、125 大学（8 月 31 日現在）中、出席 98、委任状 13 で、過半数（会則第 9 条 3 項による規定）を満たし総会は成立していることが報告され、開会が宣言された。

### 2. 会長挨拶

荒木田会長より、熊本地震、台風災害へのお見舞いと、セミナー参加 127 名、情報交換会参加 70 名で有意義な時間となったことが報告された。10 周年記念誌は歴代会長、副会長のご協力と、櫻田理事、大原元理事を中心に多くの人々の労力で完成した。資料の少ない中で 10 年の足跡を残せたことは大きな意義がある。資金不足のため、募金への協力もお願いしたい。昨年の総会でのフォーラムにおけるチーム学校は中教審答申の核となり、協議会としてのパブリックコメントを作成した。本日の養成教育フォーラムでは文部科学省初等中等局教職員課より、教員免許企画室長の山下恭徳氏を招き、教育職員免許法改正の最新情報についてお話ししていただく予定。平成 28～29 年度の教員養成改編において協議会の果たす役割は大きい。会員校に必要な情報をタイムリーにお届けしたいと挨拶があった。

### 3. 議長選出

会場より司会者一任の発声があり、鹿間久美子（京都女子大学）、葛西敦子（弘前大学）が指名された。

### 4. 議事

#### 1) 報告事項

##### 議題 1 2015 年度事業報告（資料 1 参照）

荒木田会長より資料 1 に基づいて報告がなされ、承認された。

##### 議題 2 2016 年度事業（中間）報告（資料 2 参照）

荒木田会長より資料 2 に基づいて 2016 年度事業中間報告がなされ承認された。

※事業追加：日本養護教諭養成大学協議会 10 周年記念誌の発行を追加する。

#### 2) 審議事項

##### 議題 1 2015 年度決算報告（資料 3）

宍戸理事より、2015 年度決算報告書に基づいて報告がなされた。

##### 議題 2 2015 年度監査報告（資料 4）

大嶺監事より、決算報告の監査報告がなされ、賛成多数により 2015 年度決算報告が承認された。

##### 議題 3 2016 年度修正予算案（資料 5）

宍戸理事より、2016 年度修正予算案に基づいて修正の説明と提案がなされた。

※加筆：資料下段に「2. 支出の部」を加筆する。

►承認：議決カードによる投票の結果、賛成 96、反対 4 で承認された。

#### 議題4 2017年度事業計画案（資料6）

荒木田会長より資料6に基づいて説明がなされ、賛成多数により事業計画案が承認、成立した。

※訂正：総会資料7ページの2016年度を2017年度に訂正（4か所）する。

#### 議題5 会則改正について（資料7）

荒木田会長より、パワーポイントを示して改正の必要性の根拠について説明がなされた。

►概要：会則第5条2項、会費は会員大学1校につき、年額20,000円とする、を30,000円とする改正案をご検討いただきたい。2008年度にFD検討委員会を常設としたため、10,000円の会費を20,000円に増額している。また、2010年度からはすでに赤字になっている。役員の人数削減や交通費の自己負担等の努力を行ってきたが、①役員会の交通費の増加、②セミナーを含めた総会開催必要経費の増加、③委員会活動充実のための活動費増額、④セミナー、総会等の資料、10周年記念誌等に関する印刷費の増加、⑤渉外、広報活動としてはドメインの更新費用のみで、必要な情報の提供が厳しい状況等の実態がある。さらに、教員養成一体改革が進む中で、会員校に必要な情報の提供や情報交換の場が必要で、会費を30,000円に増額することでいくつかの事業を強化することができると考えている。この時期だからこそ増額が必要。ご審議いただきたい。

#### ►パワーポイント資料

### 会費改定についての説明

2万円会費を継続することの困難

1. 役員会交通費が支払えない
2. 委員会活動による委員負担分が増大
3. HPによる情報発信ができない
4. 連絡会や文部科学省への意見集約などの活動ができない
5. 役員・事務局の作業・印刷などの自己負担の増大
6. 消費税が上がった場合の対応が不可能

### 収入・決算の推移

The graph illustrates the financial trends of the organization from 2010 to 2015. The Y-axis represents millions of yen, ranging from 1500000 to 3300000. The X-axis shows years from 2010 to 2015. Two lines are plotted: '年会費収入' (Annual Membership Income) and '支出' (Expenditure). A significant increase in expenditure is visible starting around 2011, particularly after 2013. Annotations on the graph include: '会費1万円・2006年から2007年' (Membership fee 10,000 yen from 2006 to 2007), '会費2万円・2008年～' (Membership fee 20,000 yen from 2008 onwards), 'FD委員会開始 08' (FD Committee starts 2008), '年会費収入' (Annual Membership Income), '支出' (Expenditure), '役員会開催費1万円に上昇' (Expenditure for Board of Directors meetings rises to 10,000 yen), '役員会活動費20万円' (Expenditure for Board of Directors activities 200,000 yen), '連絡会の交通費は自己負担' (Travel expenses for liaison meetings are self-financed), '消費税8%' (VAT 8%), and '70万円の支出超過' (Expenditure exceeding 700,000 yen).

### 会費3万円で強化できる事業

1. HPの充実
2. 委員会活動の活性化
3. 文部科学省などへの意見提出および「養護教諭関係団体連絡会」と連携した活動
4. 教員養成カリキュラムの改正などに伴う会員校への情報提供(メールマガジン等)
5. 事務局機能および広報担当機能の強化
6. その他(新規委員会など)

#### ►質疑応答

①教員養成一体改革が終了した際には経費が削減できるのではないか。コアカリキュラムが作成されて、問題がなくなれば委員会活動は不要になるのではないかと思うが、どういう状態になれば必要がなくなるのか、ゴール設定をどう考えているか。

→今回の教職員免許法改正は年次で終了するが、広報活動はそのためだけに行っているわけではないので、継続して必要。本協議会のカリキュラム検討委員会は、コアカリキュラムの作成ではなく、養護教諭養成の教育内容やカリキュラムの検討を行っている。資質確保のための問題が生じた場合には、対応していかなければならない。3委員会で検討を続けてきたが、これだけでいいのかという疑問もある。カリキュラム評価や大学院化についての検討も必要で、いつまでと言うのは明確ではない。今回の提案は委員会活動をどうするかということだけでなく、協議会の運営の充実そのもののための値上げと考えている。

②カリキュラムの評価はどうされるのか？

→そこはまだ検討していない。見通しを立てておくことは必要。

④文科省の課程認定にさえ通れば、中身がどうであれ、それでいくしかないことも有り得る。

大学では人員の削減等が始まっている、理想を求めて実現できるかどうか。評価の客観的な方法がないと自己満足でしかないので。

→参考意見として承り、運営に反映させていく。

#### ►意見

①関西での委員会では交通費が自費。課程認定が通るか通らないかで判断するのではなく、会員はさらにいいものを求める姿勢が必要。高い理想で資質向上を図ることが大切。

②全員にタイムリーな情報を届けるための1万円はやむを得ないが、この大改革の時期に、連絡7団体の動きが総会の年に1回しか会員校に伝わらないのでは困る。HPの充実も必要。民主化は見える化。今日の説明はよくわかった。見える化にはお金と労力と時間が必要。養護教諭の専門性を築く経過の中で、資金の確保は重要課題だった。多くの人が大変な苦労をして資金を集めた。当時は養護教諭養成の単位数の方が多かった。現在、教諭養成59単位、養護教諭養成56単位の格差解消がなされていない。教諭と同等とは言えない。解消するために会員に情報をいきわたらせてほしい。

►議決：会則改正には3分の2の賛成が必要。議決カードにより投票の結果、103大学中、賛成96、反対7により会則改正は承認された。

#### ►議決後参考意見

①1.5倍というのは大きい。今後の事業の見通しをだしていただけると納得できるので出してほしい。

②必要な活動をわかる形で5年10年の計画を示していただけるとありがたい。

#### 議題6 2017年度予算（案）について（資料8）

宍戸理事より2017年度予算案A（値上げ）案（会費3万円での予算案）の資料に基づいて説明と提案があった。

#### ►質疑応答

①役員会が4回に対し7回程度の事業計画があったが、臨時を含めての数字か。

→役員会は定例が6回であるが、総会前後に2回、拡大委員会の際に1回開催しているため、予算を計上するのは4回分となっている。

②機関紙年3回について、PDFでよい大学もあるので、削ってはどうか

→PDF化については、今後ウェブで調査予定。

③寄付金5万円は定期的なものか？

→交通費の寄付として見込み額。本来はゼロのもの。期待してこのまま認めていただけたい。

④印刷費40万円が60万円になる根拠は？何か見通しがあるのか。

→60万円には10万円の記念誌が入ったが、紙質を落として安くしている。活動が増えると印刷費は増えるため計上している。また、選挙があると事務局が変わるため、印刷経費がかかる。現在、大学の持ち出しの実態もあるため、きちんと支払う必要があり60万円を計上した。

⑤選挙管理活動費があるが？

→選挙そのものではなく、選挙があると会長や事務局が変わることにより印刷費用が発生するということで考えている。

⑥連絡会の加入だけではなく、連絡会費の納入も会員校に周知するべきでは？

→会員校に報告ができていない。このあと報告の予定。(荒木田会長)

2015年度の連絡会費は途中発足だったので必要経費として2,000円を支出している。2016年度は1万円支出している。(三村副会長)

⑦印刷費が2016年度当初予算の2倍になっている。一挙に増えることに納得しかねる。

→修正案では40万円で見積もった。現在、実際には大学の費用や研究費でしのいでいる。今後はきちんと支払いを。役員、事務局が変わると3年間分の封筒の印刷が必要となる。

⑧過去の実績が数字で示されれば根拠になるのでは？

→2015年に会長が変わったことで、150,000円ほど支出している。また、連絡会の要望書は自腹でまかなっているためそれらも予算として計上していくと考えている。(荒木田会長)

#### ▶意見

①委員会活動に尽力されていることはよくわかった。しかし、事業の目的地点や目標、到達地点を明確にする必要がある。目的と結果が見えない中で進むと予算の使われ方の中味が見えない。年度ごとの活動の着地点や見通しを明確にしていただきたい。そうすることでよい結果が出るのではないか。

②選挙に伴う費用の増加は事務局経費や選挙管理費でよいのでは？検討いただきたい。

#### ▶提案：岐阜聖徳学園大学 大見先生

①封筒印刷について、会長名を省いてもいいのでは？

②役員や委員会のご苦労がよくわかったので、役員の氏名が知りたい。委員会のメンバーの氏名も知りたい。名簿にマークをつけたり、委員会のメンバーをどこかで明記してほしい。

→検討し、今後実施していく。(荒木田会長)

#### ▶議決：議決票による投票の結果、賛成83 反対13で2017年度予算案はA(値上げ)案で承認された。

## 議題7 役員の解任及び補充

荒木田会長より、日本養護教諭養成大学協議会役員規定第5条2項の規定により、副会長の三村由香里理事（岡山大学）の解任を認め、5条3項の規定により補欠者名簿による下村淳子先生（愛知学院大学）の理事就任の提案があった。任期は三村理事の任期の期間とする。

►議決：拍手により賛成多数で下村淳子先生の理事就任が承認された。

## 議題8 その他

なし

### 5. 議長解任

全議題の審議等が終了し、議長が解任された。

### 6. 会長挨拶

櫻田副会長より、本日の協議会への示唆を反映させてよりよい運営を心がけることと、運営への協力要請があった。

### 7. 閉会

三村副会長より閉会が宣言され、総会を修了した。

## 【養護教諭関係団体連絡会報告】

►司会：三村副会長

►資料：①文部科学大臣への要望書（平成27年11月19日付／2015年度事業活動報告書39ページ）

②養護教諭関係団体連絡会設立趣意書（2015年度事業活動報告書35ページ）

③文部科学大臣あての要望書（2016年8月31日付）

►報告の概要：荒木田会長よりパワーポイント資料に基づいて説明がなされた。

## 養護教諭関係団体連絡会の活動経緯

### 養護教諭関係団体連絡会活動経緯

目的：「養護教諭の資質能力向上を願う全国組織団体の連携と協力により、養護教諭の養成・採用・研修等に関する施策の提案と実現に向けた取り組みを行うこと」を目的として、「養護教諭の資質能力の向上方策に関する情報収集および協議」「養護教諭の資質能力の向上方策に対する要請および要望」などの事業を行う

年月日	内容	経緯
平成27年11月6日	に日本養護教諭教育学会の後藤ひとみ理事長より、「養護教諭関係団体連絡会」の立ち上げと本会の参加を求める連絡	役員会に相談
平成27年11月8日	初顔合わせ	設立趣意書をもとに本協議会の役員会で検討をし、本協議会の加入を決定
平成27年11月19日	文部科学大臣に面談をし、養護教諭養成の充実について要望書を提出	
平成27年11月22日	パブリックコメントについて検討	

養護教諭関係団体連絡会活動経緯		
年月日	内容	経緯・内容
平成27年11月30日	文部科学省教職員課と連絡会の勉強会（三村副会長、津島理事、河田理事が参加）	
平成27年12月23日	・会則の検討（連絡会の会長として後藤氏、副会長として荒木田、会計として三村・教育課程ワーキングとして本カリキュラム検討委員会より、大川理事、下村委員を選出	役員会で検討、承認
平成28年2月7日	ワーキングおよび代表者会議	要望していくカリキュラムなどの検討
平成28年2月23日	ワーキングおよび代表者会議	
平成28年2月28日	ワーキングおよび代表者会議	
平成28年3月28日	文部科学省健康教育・食育課を訪問し懇談	
平成28年4月10日	ワーキングおよび代表者会議	カリキュラムの検討
平成28年5月8日	ワーキングおよび代表者会議	
平成28年4月29日	本協議会拡大カリキュラム委員会	教員養成と同じ単位数（59単位）を本協議会案として、提案

養護教諭関係団体連絡会活動経緯		
年月日	内容	経緯・内容
平成28年5月12日	ワーキングおよび代表者会議	カリキュラム・要望書の検討
平成28年5月29日	ワーキングおよび代表者会議	
平成28年5月30日	文部科学省健康教育・食育課のヒヤリング（これから養護教諭の在り方について）に後藤会長が参加	
平成28年7月10日	ワーキングおよび代表者会議（カリキュラムや文部科学省に提出する要望書などについて検討中）	
平成28年8月31日	文部科学省初等中等局長あてに、要望書を提出（大臣あては後日提出予定）	本日配布
平成28年9月2日（予定）	文部科学省における「これから養護教諭・栄養教諭の在り方に關する検討会」（8月31日、第1回開催）の報告など	

計18回 の会合などが開催されている

連絡会の設立経過及び養成大学協議会の位置づけ等について説明があり、続いて8月31日付の要望書の趣旨説明があった。要望のポイントは3点で、「教育職員免許法等に規定される養護教諭養成に関する単位数や専門科目内容、課程認定等の抜本的見直しをはかること」、「教育公務員特例法における養護教諭の研修の保証と充実」、「学校保健法の一部を改正する法律の付帯決議の実現に関するここと」となっている。付帯決議は資料の通り。

また、配布資料に基づいて、連絡会及び検討ワーキンググループ資料と、養成カリキュラム案について説明があった。

#### ▶意見

今回文部科学大臣に要望したことは非常に重要なことでありながら、未だ解消されていない事項である。教諭と同等のカリキュラムにすることを切望する。また、養護教諭がキャリアを積み重ねることが重要。研修の保証が必要。衆議院、参議院の両方で付帯決議挙げているのに、なぜ教職員課がなぜ実行しないのか。子どもは待てない。養護教諭のカリキュラムを質的に担保することが必要。要望を実現するための運営を期待する。

→今後、各団体との連携を進めていくことが重要と考えている。（三村副会長）

#### 【委員会報告】

##### ▶司会：三村副会長

###### 1) 教育課程（カリキュラム）・養成制度（法制度）検討委員会

大川委員長より資料（2015年度事業活動報告書29～31ページ）に基づいて2015年度の活動の経過について報告がなされた。

###### 2) FD 検討委員会

中下委員長より、資料（2015年度事業活動報告書32～33ページ）に基づいて2015年度の活動及び講演会等について報告がなされた。

## II 2016年度事業報告（2016.4から2017.3）

### II-1 役員会議事録

#### 1) 第1回役員会議

日時：2016年6月11日（土）10:30～16:00

会場：高地県立大学法人 サテライトキャンパス 芝エクセルントビル8階

出席者：荒木田、池添、遠藤、大川、河田、櫻田、宍戸、津島、中下、三村、

竹中（記録）

議事：①委員会活動報告

②養護教諭関係団体連絡会の活動

③活動報告書について

④10周年記念誌について

⑤2016年総会・養成教育フォーラム・懇親会の準備状況

⑥協議会の会費について

⑦養護教諭関係団体連絡会の要望書内容 など

#### 2) 第2回役員会

日時：2016年7月23日（土）17:00～20:00

会場：高地県立大学法人 サテライトキャンパス 芝エクセルントビル8階

出席者：荒木田、池添、遠藤、大川、河田、櫻田、宍戸、津島、中下

竹中（記録）

議事：①養護教諭関係団体連絡会について

②委員会活動報告

③ニュースレター・HPについて

④活動報告書の進捗状況について

⑤10周年記念誌の進捗状況について

⑥2016年総会・養成教育フォーラム・懇親会の準備状況 など

#### 3) 第3回役員会議

日時：2016年9月1日（木）10:00～11:00

会場：きゅりあん（品川区総合市民会館）第1特別講習室

出席者：荒木田、遠藤、大川、河田、櫻田、宍戸、津島、中下、三村

竹中（記録）、オブザーバー：下村

議事：①2016年度総会、フォーラム、セミナーの準備について

②セミナー、フォーラムの運営について

③総会の進行について など

#### 4) 第4回役員会議

日時：2016年9月2日（金）16：35～16:50

会場：きゅりあん（品川区総合市民会館）第1特別講習室

出席者：荒木田、遠藤、大川、河田、櫻田、宍戸、津島、中下、三村

竹中（記録）

議事：①2017年度セミナー・総会・フォーラムの会場および開催日時

②メールマガジン導入について

#### 5) 第5回役員会議

日時：2016年10月16日（日）10:30-16:00

会場：高知県立大学東京サテライトキャンパス 芝エクセルントビル8階

出席者：荒木田、池添、遠藤、大川、河田、櫻田、宍戸、下村、津島、中下、

竹中（記録）

議事：①新役員体制の確認

②2016年度予算執行状況

③ニュースレターvol.31の発行計画の確認

④2016年度総会・養成教育フォーラム・養成教育セミナーの反省

⑤教育課程（カリキュラム）・養成制度検討委員会の活動報告

⑥養護教諭関係団体連絡会の活動報告

⑦養護教諭のカリキュラム見直しイメージに関する本協議会の意見交換

⑧今後の教職課程（カリキュラム）・養成制度検討委員会の活動の方向性

⑨2017年度からのホームページ運営の委託、など

#### 6) 第6回役員会議

日時：2017年1月9日（月・祝）14：00～17：00

会場：国際医療福祉大学東京青山キャンパス

出席者：荒木田、池添、遠藤、大川、河田、櫻田、宍戸、下村、中下

竹中（記録）

議事：①役員選挙に関わる選挙管理委員会発足について

②2016年度日本養護教諭養成大学活動報告書の執筆担当者とスケジュール

③2017年養成教育セミナー、養成教育フォーラム情報交換会の開催計画と準備

状況の確認

④2016年度予算執行状況

⑤ニュースレターvol.32発行計画の確認

⑥養護教諭関係団体連絡会の活動状況報告と協議会としての対応を検討

⑦教育課程（カリキュラム）・養成制度（法制度）検討委員会の活動報告

- ⑧FD委員会の活動報告
- ⑨「現職養護教諭からの意見」に対する協議会としての対応を検討
- ⑩新たな委員会のあり方の検討、など

7) 第7回役員会議（メール会議）

日時：2017年3月10-13日

- 議事：
  - ①2017年度当初会員登録及び会費請求書
  - ②養成教育セミナーの企画
  - ③養成教育フォーラム講師について
  - ④基本調査について
  - ⑤活動報告書について
  - ⑥FD検討委員の長崎大学での研修報告
  - ⑦会計担当より
  - ⑧選挙管理員の委嘱について　など

(文責：下村淳子)

## II－2 2016年度基本調査報告

2016年度基本調査は、7月下旬現在、加盟大学総数126大学中121大学から回答を得た（回答率96.0%）。基本調査の内容は、課程認定を受けている大学院・学部・短期大学・特別別科・専攻科等の機関名、入学定員・入学者数・養護教諭免許状取得者数、ならびに編入制度の有無、研修に関する項目とした。

1) 4年生大学：108大学から回答があった（複数の学部・学科あり）。

	入学定員	2016年度入学者数	2015年度免許状取得者数
合計	8638 (9365)	8947 (9670)	2047 (2229)
平均	80.0 (90.0)	82.8 (93.0)	19.0 (21.4)
最大値	300 (360)	284 (354)	150 (84)
最小値	10 (0)	6 (0)	0 (0)

( ) 内は2015年度基本調査

2) 短期大学：14短期大学から回答があった。

	入学定員	2016年度入学者数	2015年度免許状取得者数
合計	730 (920)	679 (635)	296 (349)
平均	52.1 (65.7)	48.5 (45.4)	21.1 (24.9)
最大値	140 (150)	128 (102)	90 (61)
最小値	0 (0)	0 (0)	2 (2)

( ) 内は2015年度基本調査

3) 大学院：36大学の大学院より回答があつたが、入学定員は、他の専修等と合わせて決められている大学院が多いが、2016年度の入学者数は合計136名（最大19名、最小0名）であった。2015年度の免許状取得者数は合計19名（最大6名、最小0名）であった。

4) 専攻科：1種免許状を取得できる専攻科の5大学から回答があつた。

	入学定員	2016年度入学者数	2015年度免許状取得者数
合計	70 (88)	64 (61)	40 (44)
平均	14.0 (12.6)	12.8 (8.7)	8.0 (6.3)
最大値	20 (20)	30 (20)	25 (18)
最小値	5 (5)	1 (0)	1 (0)

( ) 内は2015年度基本調査

5) 特別別科：4大学の特別別科から回答があつた。

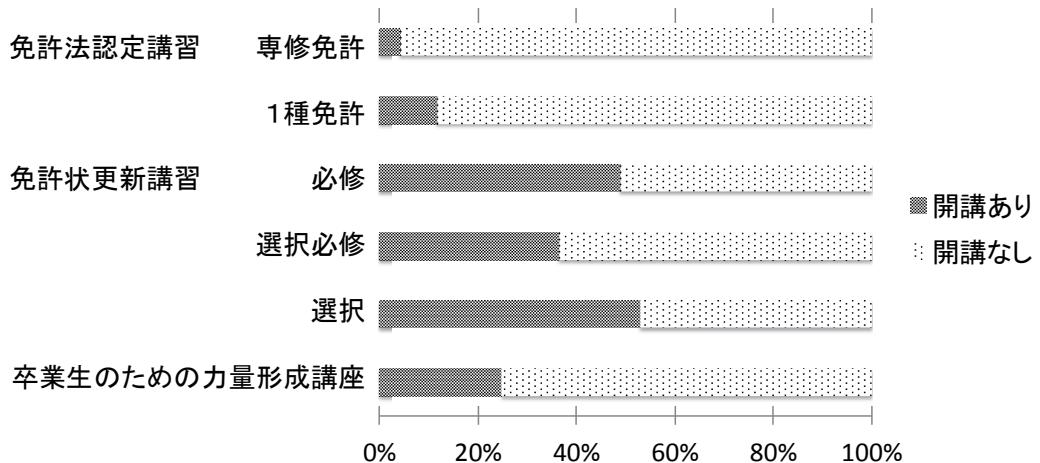
	入学定員	2016年度入学者数	2015年度免許状取得者数
合計	160 (200)	152 (178)	142 (168)
平均	40 (40)	38.0 (35.6)	35.5 (33.6)
最大値	40 (40)	44 (44)	43 (41)
最小値	40 (40)	31 (21)	30 (26)

( ) 内は2015年度基本調査

6) 編入制度の有無

編入制度あり 35大学

7) 講座・研修等の開設状況



8) 入退会について (2017年3月31日現在)

入会 2大学

花園大学

岐阜聖徳学園大学

退会 2大学

大阪大学大学院

岐阜聖徳学園大学短期大学部

(文責: 三村由香里)

## II – 3 ホームページ報告

2016年度ホームページは、4・6・9・1月にホームページの更新を行いました。  
更新内容は以下のとおりです。

ホームページ更新内容

更新月	主な更新内容
4月	① 九州の会員校の皆様へ
6月	① 会員大学一覧
7月	① ニュースレター ② 活動概要
9月	① 会議予定 ② 総会報告
1月	① ニュースレター ② 会議予定

ホームページでは、養護教諭養成大学協議会での活動についてタイムリーな情報発信を行うとともに、会員の皆様の声を聞かせていただきながら、養護教諭養成に関わる様々なトピックスなども掲載し、より内容を発展、充実させていきたいと思っております。今後は、ホームページが実践と教育をつなぐ場となり、又養成大学、先生方相互のつながりを拡げる場となっていくよう取り組んでいきたいと思っています。

(文責：池添志乃)

## II - 4 ニュースレター報告

ニュースレターを年間3回（Val.30～Val.32）発行しました。本協議会の各種委員会の活動については、毎回取り上げるようにしています。大学紹介として、それぞれの大学での豊かな取り組みをご紹介いただき、教育の在り方や独自の教育活動など、多くのことを共有することができました。大学、大学院は継続して執筆をお願いし、紹介しています。執筆依頼においては、各大学とも快くお引受けいただき感謝しています。また、10周年記念誌や養護教諭関係団体連絡会に関することなど、養護教諭養成にかかるトピックスも掲載しました。

ニュースレターを通して、会員大学の発展につながる情報をお伝えし、展望をもった養護教諭養成に力を合わせて取り組んでいきたいと思っています。今後も関係者のみなさまの役に立つ紙面つくりに努めていきたいと思います。

以下Val.30～Val.32の目次と執筆者を記載します。

### **Newsletter Vol.30 (2016.7.1発行)**

1. 協議会会長挨拶・・・・・・・・・・・・・・・・荒木田美香子（国際医療福祉大学）
2. 各種委員会活動方針・計画
  - 1) 教育課程（カリキュラム）・養成制度（法制度）検討委員会  
・・・大川尚子（関西福祉科学大学）・三村由香里（岡山大学）
  - 2) FD検討委員会・・・・・・・・中下富子（埼玉大学）・遠藤伸子（女子栄養大学）
3. 2016年度総会・養成教育フォーラムのお知らせ
4. 10周年記念行事について・・・・荒木田美香子・櫻田淳・三村由香里・大原榮子
5. 養成教育セミナーのお知らせ
6. 養成大学の展望 大学紹介－北から南から－
  - 1) 東京家政大学人文学部心理カウンセリング学科・・・・平川俊功・中込由美
  - 2) 聖隸クリリストファー大学看護学部看護学科・・・・高橋佐和子
7. 養護教諭関係団体連絡会の活動について・・・・荒木田美香子（国際医療福祉大学）
8. 協議会活動報告・・・・・・・・・・・・・・・・遠藤伸子
9. 10周年記念誌について・・・・・・・・・・・・櫻田淳（埼玉県立大学）
10. 事務局からのお知らせ
  - 1) 基本調査について・・・・河田史宝（金沢大学）・櫻田淳（埼玉県立大学）
  - 2) ホームページ更新について・・・・池添志乃（高知県立大学）
  - 3) 会計よりお願い ・・・・・・・・ 宮戸洲美（帝京短期大学）
11. 編集後記・・・・・・・・・・・・ 池添志乃・櫻田淳・荒木田美香子

### **Newsletter Vol.31 (2016.12.1発行)**

1. 協議会副会長挨拶 ・・・・・・・・・・・・遠藤伸子（女子栄養大学）
2. 2016年度総会を終えて～学校に変化を求める文部科学行政と養護教諭養成のあり方  
・・・・・・・・・・・・荒木田美香子（国際医療福祉大学）
3. 2016年度総会報告 ・・・・・・・・・・・・ 教育課程・養成制度検討委員会

Newsletter Vol. 32 (2017. 3. 20 発行)



\*Newsletterはホームページに掲載しています。必要に応じてダウンロードしてご利用ください。  
(文責: 池添志乃・櫻田淳・荒木田美香子)

## II－5 10周年記念行事報告　—記念誌発刊—

創設10周年を記念して「10周年記念誌」を発行しました。2005年2月創立準備から始まり2015年度までの活動を全76頁にまとめました。記念誌は以下の項目で構成しました。

### 10周年の歩み

#### 1. 設立までの準備

年表・学会設立準備・設立に至る経過報告（2005年2月～2006年6月）

#### 2. 総会　講演

1) 養成教育ワークショップ（2009年度～2010年度）

2) 養成教育フォーラム（2011年度～2015年度）

3) 養成教育セミナー（2013年度～2015年度）

#### 3. 委員会活動

1) 教育課程（カリキュラム）検討委員会（2006年度～2015年度）

2) 養成制度（法制度）委員会（2006年度～2015年度）

3) FD検討委員会

#### 4. アンケート調査関係

1) 2006年7月　養成課程（カリキュラム）・養成制度（法制度）検討委員会

　養成課程（カリキュラム）、養成制度に関するアンケート調査、免許法、カリキュラムに対して感じている問題・課題等に関するアンケート調査

2) 2007年5月　教育課程（カリキュラム）検討委員会

　「養護教諭の資質向上を目指したモデル・コア・カリキュラム」（2006）の中項目ごとの重要度について養成側と実践側の認識並びに、養成大学における実施度についての調査

3) 2008年7月　FD委員会「養護実習、病院実習の現状と課題」

4) 2008年8月　「免許更新講習に関する調査」

5) 2011年11月　「養護教諭の資質向上のためのアンケート調査」

6) 2015年10月　中央教育審議会「これからの中学校教育を担う教職員やチームとしての学校のあり方について」への要望書への意見集約

#### 5. 文部科学省大臣へ提出した意見・要望書関係

1) 2005年12月　中央教育審議会中間報告「今後の教員養成・免許制度の在り方について」に対する意見

2) 2007年12月　中央教育審議会「子どもの心身の健康を守り、安全・安心を保障するため学校全体として取り組みを進めるための方策について」の提案

3) 2010年3月　文部科学省「教員の資質向上方策について」提案

4) 2012年6月　教職生活全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について（審議のまとめ）に対する意見—日本養護教諭養成大学協議会—

5) 2013年・2014年　文部科学大臣あて要望書

- 6) 2015年11月14日 「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について  
—日本養護教諭養成大学協議会—
- 7) 2015年11月14日 「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について  
(答申案)への意見—日本養護教諭関係団体連絡会—
- 8) 2015年11月19日 「養護教諭の養成・採用・研修の充実にむけて(要望)  
—養護教諭関係団体連絡会—
- 9) 2015年11月30日 「チームとしての学校のあり方と今後の改善方策について」  
—日本養護教諭養成大学協議会—  
「資料」・歴代役員一覧・各種委員会委員一覧・会員大学数

(文責 : 櫻田淳)

## II - 6 養成教育セミナー報告

2016年度の養成教育セミナーは、FD検討委員会が企画、運営を担当した。FD検討委員会では、今期のテーマとして、「養護教諭養成教育におけるアクティブラーニングの充実」を掲げている。そこで、昨年度養成教育セミナーでは、アクティブラーニングを研究されている山地弘起先生（長崎大学）をお招きして、アクティブラーニングの理論について御講演をいただいた。また、本年度養成教育セミナーでは、会員の皆様からのアクティブラーニングを活用した授業実践のご発表を通して、川越明日香先生（長崎大学）による理論及び実践の融合について指導助言をいただき、養護教諭養成教育におけるアクティブラーニングの充実に向けた授業内容、授業方法、授業評価について考える契機とした。

養成教育セミナーは次のようなプログラムのもとに実施した。

日 時：2016年9月1日（木） 13:00～16:30

会 場：きゅりあん（品川区立総合区民会館）

〒140-0011 東京都品川区東大井5丁目18-1

プログラム：

開 会	13:00
1) 分科会	
(1) 趣旨説明	13:00～13:10
(2) 授業発表	13:10～14:10 (60分)
【A 養護概説】：塚原加寿子（新潟青陵大学）	
【B 健康相談活動の理論と方法】：西牧眞理・年森敦子（鎌倉女子大学）	
【C 看護学】：葛西敦子先生（弘前大学）・佐藤伸子（熊本大学）	
(3) 研究協議	14:10～14:40 (30分)
2) 全体会	
(1) 指導助言者の紹介	15:00～15:10
(2) 各会場からの報告(10分×3会場)	15:10～16:00 (50分)
質疑応答	
(3) 指導助言	16:00～16:30 (30分)
「アクティブラーニングの理論と実践の融合 - 授業を参観して - 」	
川越明日香（長崎大学）	
閉 会	16:30

### 1) 指導助言「アクティブラーニングの理論と実践の融合 - 授業を参観して - 」

【A 養護概説】：

授業の概要：養護教諭の歴史について講義後、演習、発表、協議というユニットで授業を構成した。各時代別にグループごとに新聞つくりを行う。その後、発表、協議で養護教諭にとっての「不易と流行」とは何かを探求する授業について紹介された。

指導助言：丁寧な授業であり、授業の発表、協議と構成が明快であった。投げかける問い合わせの良さ（不易と流行）によって学びの深化が変わる。学生に教員がどのように返すかが

問われてくる。予習課題はテキストを読むだけでなく、レポートにまとめるさらに深い学びとなるので、準備してきたレポートが授業に活かせる授業構成を提案する。

### 【B 健康相談活動の理論と方法】:

授業の概要：必要な基礎的理論知識、他教科との関連を基盤とした上で、現実的な事例を基に 10 コマのロールプレイングを行う。ビデオを放映し、情報担当とのコラボレーションで授業を行っており、授業評価を含めて紹介された。

指導助言：授業のカリキュラムの位置づけ、授業の展開が明快であった。学生が発表に間違があつてもよいというクラスの雰囲気、環境づくりがをしている。授業目標と評価の規準の対応関係について評価、進行の方法、シラバスを黒板に貼る等、学生が確認できるように工夫することを提案する。

### 【C 看護学】

授業の概要：本授業にあたり課題を与え、それをふまえてフィジカルアセスメントの実習を行う。授業構成として＜基礎編＞では、講義でフィジアスとは何か→デモンストレーション→学生がお互いにフィジカルアセスメントを実施→予習課題の提示：事例課題を出し養護教諭ならどのようにするか、グループワークを行う。＜応用編＞では、模擬事例を活用して問診、フィジカルアセスメントについてグループワークによる発表を行うという授業が紹介された。

指導助言：課題と授業内容との関係性がよく、課題が明確である。パフォーマンスや授業評価について、例えば、ケースに対する理想を想定し、ループリックで評価する。また、実技評価では、学生同士のピア評価（評価の視点を学ばせる）を提案する。

○アクティブラーニングは、講義一辺倒の授業を脱却してアクティブラーニング型授業、つまり「講義+アクティブラーニング」に転換することであり、このことによって学生の思考が活性化することである。

○インプット(知識)したものをいかにアウトプット(表現)するかである。これは、表現する人と関わるというところから理解が深まるのであり、知識は必須である。

○アクティブラーニングを実質化し、促進させるための要件として、授業改善、授業設計、教師の役割、評価があげられる。

・授業改善の指針として、教員と学生のコンタクト、学生間の協働、能動的な学習、迅速なフィードバック、学習時間の確保が必要であり、学習時間の確保が思考の活性化の鍵となる。

・授業設計の基本では、カリキュラム上の位置づけ、到達目標の設定方法、授業設計に対しての学習評価、到達目標から逆算した授業設計について、学生に対し明確に示す。

・ファシリテーターとしての教師は、適切なタイミングで問い合わせを行う等して関与する。

・評価は、深い学びにつながる評価方法が重要であり、何を測るのか、何で測るか、なぜ細かく評価しなくてはならないのか、エビデンスを基に評価を行う。

ex.学ぶ力、考える力、関わる力、表現力

## 2) 指導助言者への主な質問及び回答

<質問1>アクティブラーニングを取り入れると教える量が減ってしまうのではないか?

<回答1>平成24度に本長崎大学では、教養教育科目的改革があり、全ての科目でアクティブラーニングを取り入れることとなった。1年目を終えての課題として、教えたかった内容の3分の2しか教えられなかつたという課題が示された。これは、アクティブラーニングの理念、理論が抜けてしまい、方法だけが独り歩きしているといえる。方法に寄ってしまうと1つのコマに半分以上が活動にとられてしまうという状況が起きてしまう。15コマを考えたときにどの時間に活動を入れていくのか、あるいはレポート、小テストもアクティブラーニングであり、予習復習を課している全てがアクティブラーニングであるという考えに基づき、授業デザインとしてアクティブラーニングをとられている。

<質問2>看護学部で養成しているが、看護は生命を扱うこと倫理が絶対とう正解は一つが求められる。正確が一つでなくともさまざまなアイデアが必要であるということを説明するにはどうしたらよいか?

<回答2>授業でねらっていること、問い合わせによって異なる。問い合わせには収束型、拡散型があり、問い合わせの投げ方の工夫が重要である。アクティブラーニングで最も大切なのは学生との信頼関係である。間違ってもよいという文化をつくることが必要であり、さまざまな授業の中で培っていく。また、量はある程度、質を担保するので、予習を課すことによって理解力が深まる等の利点がある。知識の定着には、予習復習は一つの授業構成の中を考える。

<質問3>シミュレーション実習、演習での効果的な評価方法をどのように行うのか?

<回答3>シミュレーション実習の効果的評価は、ループリック評価(評価の基準法:複数の評価観点毎に、典型的な学修成果を数段階に分け記述、学習者の行動を評価するための基準)がある。例えば、予習課題でレポートを課し、授業においてレポート作成用のループリックを添付し配布する。ループリックを使用することによる利点は、何が今の自分に足りないのか、改善すべき点が見えてくる、次に書く場合はそこをクリアするという目標が明確になる。実験実習も評価しやすくなるのではないか。

## 3) 養成教育セミナーに関するアンケート結果

養成教育セミナー参加者125名のうち、67名(53.6%)回収された。また、セミナー資料代142冊が販売された。アンケート結果は、以下のようであった。

「Q1 セミナーの内容」について、「かなり良かった」「まあ良かった」が合わせて97%であり、大変好評であった。また、発表者の先生方からも、「発表したことでの自身の実践を振り返る良い機会となった」や「参会者の方々から改善のための建設的な意見をいただくことができたので良かった」などの意見が寄せられており、発表者自身も達成感を得ることができたことが伺える。

「Q2 セミナーの内容で最もためになった内容」では、「川越先生の指導助言」が56.7%と項目の内で最も高く、自由記述においても「問題点の指摘ではなく、課題として指導助言してくださったので良かった」や「内容が具体的で分かりやすかった」など、川越先生の指導講評が大変好評であった。

「Q3-1 大学でのアクティブラーニングの実践」では、「かなり実践している」「まあ実践している」が合わせて 73.2%であり、「Q3-2 自身の授業でのアクティブラーニングの実践」でも、「かなり実践している」「まあ実践している」が合わせて 83.5%である。多くの大学、個人で実践しており、今回の養成教育セミナーに対する興味・関心が高かったと考えられる。

「Q4 今後より知りたい項目」では、「評価」が 47.4%と項目の内で最も高く、2017 年度取り上げる「評価」に対するニーズが高いと考える。

「Q5 今後アクティブラーニングを積極的に取り組むか」では、「はい」が 94.0%であり、自由記述でもアクティブラーニングを今後取り組んでいこうとする意欲が高まったことが多く記載されていた。他の設問と合わせて考えると、今回の養成教育セミナーのテーマが参会者のニーズと合致していたことやセミナーが成功裡に終了したことが現れる結果となった。

### 2016 年度日本養護教諭養成大学協議会 養成教育セミナーアンケート結果

Q1 セミナーの内容		n=67
	人	%
かなり良かった	38	56.7
まあよかったです	27	40.3
あまりよくなかったです	1	1.5
よくなかったです	0	0.0
無回答	1	1.5
計	67	100

Q2 セミナーの中で最もためになった内容 (複数回答) n=67		
	人	%
分科会	25	37.3
全体会	28	41.8
指導助言	38	56.7
その他	3	4.5

Q3-1 大学でのアクティブラーニングの実践		n=67
	人	%
かなり実践している	7	10.5
まあ実践している	42	62.7
あまり実践していない	13	19.5
実践していない	1	1.5
無回答	4	5.8
計	67	100

Q3-2 自身の授業でのアクティブラーニングの実践		n=67
	人	%
かなり実践している	11	16.4
まあ実践している	45	67.1
あまり実践していない	10	15.0
実践していない	1	1.5
計	67	100

Q4 今後より知りたい項目(2つまで)		n=57
	人	%
理論	6	10.5
シラバス	5	9.1
方法	10	17.5
内容	9	15.8
展開	9	15.8
予習	12	21.1
復習	4	7.0
評価	27	47.4
学生の評価	6	10.5
教育効果	9	15.8
その他	1	1.8

Q5 今後アクティブラーニングを積極的に取り組むか		n=67
	人	%
はい	63	94.0
どちらともいえない	3	4.5
いいえ	0	0.0
無回答	1	1.5
計	67	100

2017 年度の養成教育セミナーは、テーマ「養護教諭養成教育におけるアクティブラーニングの充実」のもとに、今年度と同様、FD 検討委員会が担当する予定となっている。2016 年度の分科会、全体会、アンケート結果を踏まえ、皆様からのご意見をいただきながら、FD 検討委員会では、「評価」に視点を当てて、来年度の養成教育セミナーの企画、運営について検討していきたい。

(文責：中下富子)

### III 委員会報告

#### III-1 教育課程（カリキュラム）・養成制度（法制度）検討委員会

○拡大カリキュラム委員会：2016年4月29日（金）

本協議会も参加している養護教諭関係団体連絡会（以下連絡会）では、参加している各団体で合意を進めながら、文部科学省に養護教諭養成カリキュラム案を提案しようとしている。このために連絡会のワーキンググループ（以下WG）でカリキュラム案を検討している。2016年5月8日（日）に次回のWGが開催され、カリキュラム案の検討が行われる。WGでカリキュラム案の検討が進んでいくことから、WGでの検討内容を役員会で審議する必要がある。また本協議会では以前より、教育課程・養成制度検討委員会を中心にカリキュラム案を検討している。委員会で検討しているカリキュラム案とWGのカリキュラム案の整合性を確認する必要がある。カリキュラム案について討議し、本協議会としての方向性を決定するために、教育課程・養成制度検討委員会を含めた拡大役員会を開催することとした。

＜養護教諭養成に必要な総単位数について＞

・中央教育審議会の「これからの中学校教育を担う教員の資質能力の向上について：答申これからの中学校教員養成に関する報告書」のうち、中学校教員の養成に必要な総単位数は一種免許では59単位になっている。養護教諭一種免許の総単位数は56単位となっており、3単位少ない。

・総単位数については法律で定められているが、今回の免許法改正において総単位数は変更しないとの方針が中央教育審議会（今後の教員養成・免許制度の在り方について（答申）：平成18年、教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策：平成24年、これからの中学校教育を担う教員の資質能力の向上について：平成27年）より出ている。このため、養護教諭養成に必要な総単位数が変更される可能性は低い。しかし、免許法改正にあたってのパブリックコメント等で、本協議会を含め養護教諭養成に必要な総単位数の増加を要望していた個人・団体はない。しかしながら、養護教諭を養成する立場の本協議会として、今回の免許法の改正には間に合わないとしても、養護教諭にも教員と同じ総単位数を要望し続けることが重要であると考えられる。

・連絡会でも総単位数についての話題に出たことはある。本協議会は養護教諭養成大学の連絡協議を行う団体であることから、総単位数やカリキュラムについて提案するのが順当であると考えられる。このため、本協議会から連絡会に総単位数増加の意見要望を提出することを提案する。また、養護教諭一種免許取得のための総単位数を59単位としてカリキュラム案を提案する。

・連絡会で総単位数増加の要望の提出に合意がされなかった場合は、本協議会からだけでも要望が提出できないかなど対応を検討ことも視野に入れる。

＜カリキュラムの区分および区分ごとの単位数について＞

・教員については、現行の「教科に関する科目」「教職に関する科目」「教科又は教職に関する科目」の3区分は廃止されること、総単位数が法律で、それ以外はすべて省令で規定されることが、中央教育審議会の「これからの中学校教育を担う教員の資質能力の向上についてこれからの教員養成に関する報告書：答申」に示されている。養護教諭について3区

分が廃止されるか否かについては情報が得られていない。本協議会としては、3区分を廃止し、中央教育審議会の「これからの中等学校教育を担う教員の資質能力の向上について：答申これからの教員養成に関する報告書」に示された教員免許の見直しのイメージと同様の区分が設定されることを希望する。

・本協議会では、2014年度の総会において、単位数は示していないが養護教諭の専門科目として①「養護概説」を「養護学概論」に名称変更すること②「養護実践論」の新設を希望すること③「健康教育学（保健指導を含む）」の新設を希望することの3点について会員校の合意が得られている。この結果を受けて、本検討委員会で継続して検討しており、その結果、養護教諭の専門科目には、現行の28単位に2科目分の4単位を加えた32単位が必要であるという方向で検討が行われてきた。

・現行の養護教諭のカリキュラムで教諭より単位数が少ないのは「教職に関する科目」のうち教育に関する基礎理論や道徳の指導法や進路指導の方法の単位についてである。養護教諭にも教員と同じ総単位数を要望するとは、「教職に関する科目」に相当する見直しイメージの区分の単位数を教員と同じ単位数にすることの要望である。これは、現在の養護教諭に期待されている役割や文部科学省が進めているチーム学校の中で養護教諭が他の教員と協働することなどを考慮すると必要な科目であるといえる。

・養護教諭のカリキュラムの見直しのイメージが示されていないため、あえて現行のカリキュラム同様に「教職に関する科目」に相当する区分の単位数を教員より少なくし、養護教諭の専門科目の単位数を多く確保した養護教諭独自の区分を要望するということも不可能ではない。教育課程・養成制度検討委員会の検討案では、「養護及び指導法に関する科目」として32単位（この科目に相当する教諭の単位は28単位）「教育の基礎的理解に関する科目」として8単位（教諭は10単位）「道徳、総合的な学習の時間等の指導法お世に生徒指導、教育相談等に関する科目」として7単位（教諭は10単位）「教育実践に関する科目」として7単位（教諭も7単位）「大学が独自に設定する科目」2単位（教諭は4単位）の合計56単位で検討を行った。

・カリキュラムの検討する際には、20年後30年後を見据えた視点が必要である。今回の免許法改正で実現しなくとも、要望をしたという実績を残すことができる。現在の養護教諭に期待されている役割には、養護教諭の専門性の向上も含まれている。養護教諭の資質や専門性の向上をはかるためには、内容だけでなく、単位数の検討も必要である。しかし、免許法の改正が迫っており、すでに提示されている見直しイメージから乖離した案を提示することは、要望が全く取り上げられないおそれもある。また、この単位数は最低必要な単位数であり、最低限学ぶ必要のあるコアの部分を押さえるための単位数である。今回の免許法の改正では、大学独自に設定する科目を設けており、独自性を重視している。社会に求められている養護教諭の専門性としてコアになる部分と大学の専門性や地域特性、学生の資質にあわせたプラスアルファの部分の線引きを明確にする必要がある。このため、単位数の増加について検討するのではなく、養護教諭の専門科目ひとつひとつの中にどういった内容を含むべきか、コアになる部分の検討を行う。

・養護教諭は教員のように学習指導要領や教科書などが決まっておらず、専門性を部外者に理解してもらいにくい。このため、養護教諭養成では、コアカリキュラムが重要であると考えられる。

・本協議会は、以前から社会に求められる養護教諭の専門性の確保のためにカリキュラムを検討している。検討の経過において、養護教諭の専門科目が 32 単位必要ではないかと考えていた経緯を記録に残すことは重要である。これは、各大学において大学独自に設定する科目等を検討するうえでも参考となる。

・本協議会から養護教諭関係団体協議会に提案する養護教諭の養成のカリキュラムは、単位数を含めて教員免許の見直しイメージのうち「教科及び教科の指導法に関する科目」を養護教諭の専門科目に置き換えたものとする。このため養護教諭の専門科目の単位数は 28 単位とし、総単位数を 59 単位とする、小・中・高校の教員養成と同じ枠組みの教員養成カリキュラムを原案とすることが決定された。

以上、総単位数及びカリキュラム枠組みについては、今回の見直しでは実現されないことも想定に入れながら、養護教諭養成の将来を見据えて、本協議会案としては、総単位数を教諭と同等の 59 単位を提案する。また、見直しイメージの 5 枠の構成とし、「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間などの指導法および生徒指導、教育相談などに関する科目」「教育実践に関する科目」「大学が独自に設定する科目」は中学校教員の見直しイメージ案に準ずることを提案することで合意した。

#### ○第 1 回委員会：2016 年 5 月 22 日（日）

第 1 回目の委員会では、拡大委員会や連絡会、WG の報告を受けて、5 月 29 日（日）の連絡会に持参する各科目名称やその内容について委員会案を検討した。その後、①養護学概論・養護実践学（養護実践論）、②健康教育学、③小児疾病論の 3 つの小グループで、より具体的な教育内容が明確になるよう各科目について検討した。

#### ○第 2 回目委員会：2016 年 8 月 20 日（土）

第 2 回目の委員会では、これまでの検討内容の整理を行った。今年度は拡大委員会を含めて何度もカリキュラムの検討を行ってきたが、その内容を踏まえて、検討委員会では、新設科目「養護学概論・養護実践学」、「健康教育学」、「小児疾病学」の 3 つについて小グループが立ち上がり活動を進めてきた。

連絡会で検討・調整されたカリキュラム案の新設科目では、養護概説は「養護学概論」として委員会の意向は通っている。「養護実践学」は「養護学概論」との住み分けが問題になり、連絡会としては、養護教諭の経験者が授業を担当する科目の位置づけで「保健室経営の理論及び方法」が設定された。最終検討案とは名称は異なっているが内容は「養護実践学」に近い内容と理解される。「小児疾病学」は新設科目ということで通っている。「健康教育学」は「健康教育の理論及び指導法」として名称は異なっているが意向は通っている。概ね、養護教諭にとって必要な科目ということで基本的合意は得られていると思うので、委員会では、個々の科目の最低限の内容について検討して来年提示できるようにしていき、新設科目が実現できないにしても既存の科目の中で入れ込む内容として提案できればと考えている。

#### ○第 3 回目委員会：2017 年 1 月 29 日（土）

第 3 回目の委員会では、連絡会に出席している櫻田副会長から直接活動状況を報告して

いただくことで、今後の委員会活動の在り方を検討した。1月12日（木）の文部科学省での会合において、「養護教諭養成カリキュラムは現行の省令で定める科目名・単位数をそのままスライドする」との最終回答があったことが報告された。連絡会と文部科学省との交渉の経緯を連絡会が作成した会議メモ等や文部科学省健康教育・食育課（以下、健食課）が作成したカリキュラム改正を見送った理由の「健食課のコメント」が読み上げられた。

また、養護概説が2単位から4単位にならなかつた根拠として、2016年12月27日から2017年1月9日の期間に行われた調査結果が示された。養護教諭養成課程認定を受けている136大学中、養護概説を2単位以上実施している学科が33学科だったことから、単位数の増加を見送ったとの説明があった。

今回、改正につながらなかつた問題点に対し、出席者で意見交換をした。健食課のコメント欄には「養護学について、学問名として確立されていない」「科研費の学問分類にない」などの指摘が多くあることから、「養護学を学問として位置付けられるような研究をしていくことが重要である」「科研費の分類を精査して合致するような科目名を検討していく必要がある」との意見があった。これらのコメントを十分に精査して、次の改正時に確実に提出できる資料を整えておくようになることが重要である。そのためには、現在行われている開講科目の実態を把握することが重要である。しかし、健食課が実施した調査では、年末年始の時期で科目担当者ではなく、事務職員が科目名だけを頼りに回答している可能性もある。このような調査方法では正確な情報が把握できていない可能性があるので、再度調査を実施することを検討することにした。

本委員会の今後の活動方針として、まずは開講科目の調査を行う。しかし、連絡会でも調査を予定していることから、連絡会から協議会に対して調査依頼がある場合や、連絡会が行わない場合に調査を行う。また、新設科目として認定されなかつた3科目（「保健室経営の理論及び方法」「健康教育の理論及び方法」「小児疾病論」）は、ぜひとも「大学独自に含めることのできる科目」の7単位に含めて開講して欲しいことから、協議会の会員大学の様々な養成に活用できるような情報提供を行っていくことが確認された。

#### 教育課程（カリキュラム）・養成制度（法制度）検討委員会メンバー

委員長：大川尚子	(関西福祉科学大学)
三村由香里	(岡山大学)
上原美子	(埼玉県立大学)
上村弘子	(岡山大学)
大野泰子	(鈴鹿大学短期大学部)
大嶺智子	(杏林大学)
奥田紀久子	(徳島大学)
加納亜紀	(聖泉大学)
鎌田尚子	(足利工業大学)
北口和美	(近大姫路大学)
下村淳子	(愛知学院大学)
塙原加寿子	(新潟青陵大学)

## Ⅲ－2 ファカルティ・ディベロップメント（FD）検討委員会 テーマ「養護教諭養成教育におけるアクティブラーニングの充実」

### 1) テーマの背景と目的

高等教育の課題が、学生数等の量から教育の質の転換へと向かい、また激しさを増す社会状況の変化に直面するなかで、これらの状況を踏まえた高等教育の「質」的転換への早急かつ効果的な取り組みが求められている。養護教諭は、養成カリキュラムによって、健康にかかわる系統的な学修を構築している教育職員である。日々の養護実践において、児童生徒個々に対する救急処置、健康相談等、また集団における保健教育並びに校内外における組織活動等、様々な児童生徒、保護者等の状況に応じた、組織の一員としての早期発見、早期対応等が期待されている。そのため、養護教諭養成教育においては、学生の段階から主体的に、児童生徒等のさまざまな状況を把握し分析や適切な判断による課題や解決策を見出すことができる能力を育成する必要がある。

そこで、Faculty Development(以下、FDとする)検討委員会は、2015~2017 年の 3 年間、養護教諭養成教育において学生が主体的に問題を発見し解を見出していく能動的学修とするアクティブラーニングの充実を図ることをテーマとした。日本養護教諭養成大学協議会として、養護教諭養成教育におけるアクティブラーニングの充実を図ることは、全国の養護教諭養成教育における教育方法、教育内容のあり方に視座を与え、今後の養成教育の発展に寄与するものと考える。

### 2) テーマにおける今期の実施目標

1年目（2015 年度）：アクティブラーニングについて理解の深化

2年目（2016 年度）：アクティブラーニングに基づいた授業の計画、実施、評価の検討

3年目（2017 年度）：アクティブラーニングに基づいた授業の計画、実施、評価の検討

### 3) FD 検討委員会開催状況

#### 第1回 FD 検討委員会

日 時：2016 年 6 月 25 日（火）15:00～17:30

場 所：田町キャンパスイノベーションセンター 3 階ラウンジ

1) 2016 年度養成教育セミナーでの分科会、全体会の運営、委員の役割分担、仕事内容等、詳細に検討した（司会者、タイムキーパー、マイク、録音、記録等担当者、研究協議の持ち方、会場の設営方法、必要物品等）。養成教育セミナーの内容は以下の通りである。

○分科会：授業発表

【A 養護概説】：塙原加寿子先生（新潟青陵大学）

【B 健康相談活動の理論と方法】：西牧眞理先生・年森敦子先生（鎌倉女子大学）

【C 看護学】：葛西敦子先生（弘前大学）・佐藤伸子先生（熊本大学）

○全体会：指導助言 川越明日香先生（長崎大学）

「アクティブラーニングの理論と実践の融合 - 授業を参観して - 」

2) FD 検討委員会の予算の確認及び会計担当者を決定した。

#### 第2回 FD 検討委員会

日 時：2016 年 10 月 16 日（日）16:30～17:45

場 所：田町キャンパスイノベーションセンターB509

1) 2016年度養成教育セミナーについてアンケート結果をもとに振り返り、次年度のテーマについて検討した。アンケート結果（67名、53.6%）から「セミナーの内容」、中でも「川越先生の指導助言」が大変好評であった。「自身の授業でのアクティブラーニングの実践」は約8割以上が実践していた。「今後より知りたい項目」では、「評価」が47.4%と最も高かった。本養成教育セミナーのテーマが参会者のニーズと合致しており、次年度はニーズの高かった「評価」をテーマとすることが確認された。

2) 2017年度活動内容について検討した。養成教育セミナー日時：2017年9月6日（水）

養成教育セミナーをFD検討委員会が担当となったことを確認し、アクティブラーニングのための「評価」についてワークショップで実施するまでの運営方法を検討した。

3) アクティブラーニングの授業の参観やファシリテーターの役割等について川越先生の指導のもとに研修を行いたいというFD検討委員の意向を確認した。

#### FD検討委員会研修会：長崎大学におけるアクティブラーニングを活用した授業参観

日 時：2017年2月3日（金）12:50～16:00

場 所：長崎大学文教キャンパス教養教育A棟112 授業者：川越明日香

授業対象者：全学2年生（教育、経済、水産、薬学）56名

授業名：「リーダーシップの問題と解決策」 本時：13.14時/15時

授業の概要：共に生きる関係構築の方法を実生活の中で模索することをねらいとし、リーダーシップに必須のコミュニケーションの基礎を学ぶ。

授業方法：講義と演習（グループ活動、プレゼンテーション）

授業内容：第13回関係の中で生きる。フロントランナーとして自分が長崎県で活躍するための課題及び課題を解決するための方法について考える。第14回人に伝える。フロントランナーとして自分が長崎で活躍する自分を創造しプレゼンテーションを行う。

評価方法：授業外課題の提出（2点×7回）+授業課題外のルーブリック評価（3点×7回）+プレゼンテーション（20点）+ピア評価（5点）+試験（40点）=100点

#### 第3回FD検討委員会

日 時：2017年3月19日（日）10:00～14:00

場 所：田町キャンパスイノベーションセンター静岡大学東京事務所612号室

1) 長崎大学でのアクティブラーニング研修について報告するとともに、2017年度養成教育セミナーについて、川越先生からのアドバイスをもとに、①評価方法及び②ワークショップのグループの分け方と運営、③科目的選択とその授業内容等について検討した。

2) 来年度第1回FD検討委員会では、ファシリテーターの役割について川越先生を迎えて研修を行うことを確認した。

3) FD検討委員会会計担当の三森委員から2016年度会計報告があり、承認された。

#### **FD討委員会委員 9名：五十音順 敬称略**

委員長：中下富子（埼玉大学）、副委員長：遠藤伸子（女子栄養大学）

鎌塚優子（静岡大学）、河田史宝（金沢大学）、久保田美穂（女子栄養大学）

齊藤千景（十文字学園女子大学）、鹿間久美子（京都女子大学）

宍戸洲美（帝京短期大学）、三森寧子（聖路加国際大学）

## V 規約

### V-1 日本養護教諭養成大学協議会会則

#### (名称)

第1条 本会は、日本養護教諭養成大学協議会（以下「協議会」という。）と称する。

#### (目的)

第2条 本協議会は、養護教諭養成に関わる大学、短期大学（部）および大学院以下、「養護教諭養成大学」と称す。相互の提携と協力によって学術と教育の発展に寄与し、養護教諭養成の進展に関わる高等教育機関の使命達成に貢献することを目的とする。

#### (事業)

第3条 目的を達成するために次の事業を行う。

- 一 養護教諭養成における教育課程（カリキュラム）の研究に関する事業
- 二 養護教諭養成の制度及び法制度の検討と研究に関する事業
- 三 養護教諭養成にかかる教員の資質向上を図る事業
- 四 養護教諭養成に関する全国的規模の情報交換、連絡協議を図る事業
- 五 養護教諭養成教育に関する社会的活動・提言に関する事業
- 六 その他、本協議会の目的を達成するための事業

#### (会の構成)

第4条 会員大学は、養護教諭養成に関わる「養護教諭養成大学」とする。

- 2 会員は、会員大学の養護教諭養成に関わる専任教員とする。
- 3 会員大学は、会員のうち2名以内を評議員として届ける。
- 4 会員大学は、毎年度5月末日までに、必要事項を所定の様式により会長に届け出る。
- 5 役員会は、入会を申し出た大学について審査の上承認する。
- 6 退会を希望する大学は、会長に届ける。

#### (会費)

第5条 会費は毎年度7月末日までに納入しなければならない。

- 2 会費は、会員大学1校につき年額2万円とする。
- 3 7月末日までに未納の場合は、総会の議決権を失う。
- 4 2年間会費を滞納した大学は、会員大学としての資格を失う。

#### (役員)

第6条 本協議会に、次の役員を置く。

- 一 会長 1名
- 二 副会長 2名
- 三 理事 7名
- 四 監事 2名

第7条 会長は、本協議会を代表し会務を処理する。

- 2 会長は、会議を招集しその議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会務を担当する。また、会長に事故のあるときはその職務を代行する。
- 4 理事は、本協議会の事業を分担し、円滑な運営を図る。
- 5 監事は、本協議会の会計を監査する。

(役員の選出)

- 第8条 役員は、評議員から選出し、定期総会において承認する。
- 2 役員の任期は3年とし、再任を妨げない。
  - 3 役員の選出方法は別に定める。

(総会及び役員会)

- 第9条 総会は、毎年1回定期に開催する。
- 2 臨時総会は、会長が必要と認めたときを開催する。
  - 3 総会は、会員大学の過半数の出席および委任状により成立する。
  - 4 総会における議決権は、各会員大学1票とする。評議員の1名が議決権及び選挙権を有し、これらを行使する。
  - 5 評議員の委嘱を受けた会員は、議決権を代行できる
  - 6 総会における議決は、出席した会員大学の過半数の同意による。

- 第10条 役員会は、会長が必要と認めたときに開催する。

2 役員会は、会長、副会長、理事、事務局で構成し、会長が必要と認めたときは監事が加わる。

(委員会)

- 第11条 目的を達成するために下記の委員会を置く。
- 一 教育課程（カリキュラム）検討委員会
  - 二 養成制度（法制度）検討委員会
  - 三 ファカルティ・ディベロップメント（FD）検討委員会
  - 四 その他

(運営費)

- 第12条 本協議会の運営費には、会員大学の会費、その他の収入をもって充てる。
- 2 会計年度は、4月1日から翌年3月31日とする。

(事務局)

- 第13条 本協議会の事務局は、会長が定めるところに置く。
- 2 会務の処理にあたっては、会長が所属する大学または、理事の中から担当者を置くことができる。

(会則の改正)

- 第14条 この会則の改正は総会において、出席大学の3分の2以上の同意を必要とする。

- 附則 この会則は、2005年11月26日から施行する。
- 附則 2007年9月17日に一部改正した。2008年4月1日から施行する。
- 附則 2009年9月4日に一部改正した。第4条、第5条、第9条の一部改正については、2010年4月1日から施行する。第6条、第8条の一部改正については2012年4月1日から施行する。
- 附則 2013年9月6日に一部改正し、同日より施行する。
- 附則 2016年9月2日に一部改正し、2017年4月1日から施行する。

## V-2 日本養護教諭養成大学協議会役員会規程

### (会の構成)

第1条 役員会は、評議員の中より選出された10名の理事により構成する。会長及び副会長は、理事の互選により決める。

2 監事は、会長が会員の中から2名を推薦し、総会の議を経て委嘱する。

### (役割)

第2条 役員会は、本協議員会の事業、研究・研修、会務の重要事項を審議し、総会に議事を提案する。また、総会の議決に従い、会務を執行する。

### (会の招集)

第3条 役員会の招集は、会長が行なう。必要に応じてメール会議等に代えることができる。

### (担当理事の責務)

第4条 理事は、本協議会の事業を推進し、役員会、総会に報告する。

2 各委員会には、担当理事を置く。

### (役員の解任及び補充)

第5条 役員が次の各号の一に該当するときは、役員会の承認により解任することができる。

一 会員資格を失ったとき

二 心身の故障または個人の事情等により職務の執行が困難と認められるとき

三 その他、役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき

2 解任された理事の補充は補欠者名簿に基づいて行い、任期は前任者の残任期間とする。

3 解任された監事の補充は会長が会員の中から推薦し委嘱する。

### (改正)

第6条 この規程の改正は、総会において、出席会員大学の三分の二以上の同意を必要とする。

附則 この規程は、2006年9月8日から施行する。

附則 この規程は、2009年9月4日に一部改正し、2012年4月1日から施行する。

附則 この規程は、2013年9月6日に一部改正し、同日より施行する。

## V-3 日本養護教諭養成大学協議会理事選出に関する規程

### (選挙管理委員会)

- 第1条 役員会は、会員の中から3名の選挙管理委員を委嘱する。  
2 選挙管理委員は、選挙管理委員会（以下、「委員会」と称す。）を組織する。  
3 委員会に委員長を置く。委員長は選挙管理委員の互選によって定める。

### (選挙権)

- 第2条 理事の選挙権は、選挙実施年度の前年度の会費を納入した会員大学に認める。

### (選挙権及び被選挙権を有する評議員の届け出)

- 第3条 各会員大学は、毎年度5月末日までに、選挙権及び被選挙権を有する評議員1名を選出し、会長に届け出る。

### (理事の選出)

- 第4条 委員長は、事務局に会員大学を代表する評議委員1名を明記した名簿を要請する。  
2 委員会は、前項の名簿に基づき「被選挙者名簿」を作成し会員大学に配布する。

- 第5条 選挙期日は、役員会で決定し、会長が評議員に告示しなければならない。

- 第6条 選挙は無記名投票により行い、告示した日までの消印で委員会に到着したものについて、委員会が開票を行う。

- 第7条 投票は会員大学の選挙権をもつ評議員1名が、役員候補者10名を連記する。

- 第8条 次の投票は無効とする。

1. 正規の投票用紙及び封筒を用いないもの。
2. 外封筒に記名のないもの。
3. 被選挙者名簿に登録されていないものを記入したもの。
4. その他、理事選出に関する規程に反するもの。

- 第9条 委員会は有効投票を多数得たものから10名を当選とする。

- 2 同数の有効投票を得たものについては、委員長が抽選により当選を決定する。
- 3 委員会は役員の解任があるときの補欠者名簿（得票順に若干名）を作成し、新役員会に申し送る。

- 第10条 当選が決定したときは、委員会は当選者に当選を通知し、その承諾を得る。

- 2 当選者が辞退したときは、次点のものから順に繰り上げて当選とし承諾を得る。

- 第11条 役員の名簿を委員会が作成し、総会の承認を得る。

附則 この規程は、2006年9月8日から施行する。

附則 この規程は、2008年9月5日に一部改正し、同日から施行する。

附則 この規程は、2009年9月4日に一部改正し、同日から施行する。

附則 この規程は、2010年9月3日に一部改正し、同日から施行する。

附則 この規程は、2013年9月6日に一部改正し、同日より施行する。

## VI 2016年度日本養護教諭養成大学協会加盟大学・評議員名簿 2017年3月20日現在

加盟大学数 125大学 (大学114・短大11)

都道府県	大学No.	大学名	学部・学科・コース名称	代表評議員	評議員
北海道	1	北海道教育大学	教育学部教員養成課程	渡部 基	前上 里直
	2	北翔大学	教育文化学部教育学科	今野 洋子	佐藤 朱美
青森	3	弘前大学	教育学部養護教諭養成課程	小林 央美	葛西 敦子
	4	八戸学院大学	健康医療学部人間健康学科	浜中 のり子	
岩手	5	岩手県立大学	看護学部看護学科	大久保 牧子	田口 美喜子
山形	6	山形大学	養護教諭特別別科	新井 猛浩	上山 真知子
宮城	7	宮城大学	看護学部教職課程	鹿野 裕美	山岸 利次
	8	仙台大学	体育学部健康福祉学科	江口 千恵	
	9	東北福祉大学	総合福祉学部福祉心理学科	内藤 裕子	数見 隆生
	10	宮城学院女子大学	教育学部教育学科健康教育専攻	戸野塚 厚子	石井 幹子
茨城	11	茨城大学	教育学部養護教諭養成課程	斎藤 ふくみ	廣原 紀恵
	13	茨城キリスト教大学	看護学部看護学科	松永 恵	松澤 明美
群馬	14	高崎健康福祉大学	保健医療学部看護学科	青柳 千春	水出 房子
	15	東京福祉大学	教育学部教育学科	面川 幸子	八重樫 節子
	16	群馬医療福祉大学	看護学部	豊島 幸子	青山 三智子
栃木	17	桐生大学	医療保健学部看護学科	黒岩 初美	佐藤 聖一
	124	足利工業大学	看護学部	森 慶輔	鎌田 尚子
埼玉	18	埼玉大学	教育学部学校保健学講座	中下 富子	戸部 秀之
	19	埼玉県立大学	保健医療福祉学部看護学科	櫻田 淳	上原 美子
	20	十文字学園女子大学	人間生活学部人間発達心理学科	斎藤 千景	鈴木 雅子
	21	女子栄養大学	栄養学部保健栄養学科保健養護専攻	遠藤 伸子	大沼 久美子
	22	東洋大学	ライフデザイン学部健康スポーツ学科	内山 有子	
千葉	23	千葉大学	教育学部養護教諭養成課程	工藤 宣子	岡田 加奈子
	24	聖徳大学	心理・福祉学部社会福祉学科/短期大学総合文化学科	小林 芳枝	松原 みき子
	25	城西国際大学	看護学部看護学科	岩田 浩子	
	26	千葉科学大学	看護学部看護学科	池邊 敏子	前田 和子
	27	了徳寺大学	健康科学部看護学科	佐久間 浩美	池谷 壽夫
東京	28	東京学芸大学	教育学部養護教諭教員養成課程	竹鼻 ゆかり	荒川 雅子
	29	杏林大学	保健学部健康福祉学科	大嶺 智子	亀崎 路子
	30	国士館大学	文学部教育学科/体育学部・スポーツ医科学科	鈴木 裕子	内藤 祐子
	31	聖路加国際大学	看護学部看護学科	三森 寧子	
	32	上智大学	総合人間科学部看護学科	西山 悅子	石川 孝子
	33	日本体育大学	体育学部健康学科	野井 真吾	小林 正利
	34	東京医療保健大学	医療保健学部看護学科	砂村 京子	妻鹿 智晃
	35	東京家政大学	人文学部心理カウンセリング学科	平川 俊功	中込 由美
	36	首都大学東京	健康福祉学部看護学科	斎藤 恵美子	清水 準一
神奈川	125	東海大学	健康科学部看護学科	城生 弘美	籠谷 恵
	37	神奈川県立保健福祉大学	保健福祉学部看護学科	畠中 高子	北岡 英子
	38	鎌倉女子大学	家政学部家政保健学科	西牧 真里	成川 美和
	39	北里大学	看護学部	落合 賀津子	市毛 正仁
	40	国際医療福祉大学	小田原保健医療学部看護学科	荒木田 美香子	竹中 香名子
	41	横浜創英大学	看護学部看護学科	桑田 恵子	阿部 真理子
新潟	42	新潟医療福祉大学	健康科学部看護学科	増田 明美	
	43	新潟青陵大学	看護学部看護学科	塚原 加寿子	中村 恵子
石川	44	金沢大学	養護教諭特別別科	河田 史宝	辻井 宏行
福井	45	福井県立大学	看護福祉学部	山崎 加代子	大川 洋子
長野	46	松本大学	人間健康学部 スポーツ健康学科	中島 節子	川島 一夫
静岡	47	聖隸クリストファー大学	看護学部	高橋 佐和子	成松 美枝
	126	静岡大学	教育学部養護教育専攻	鎌塚 優子	谷 健二
岐阜	48	岐阜県立看護大学	看護学部看護学科	日比 薫	山本 真実
	49	岐阜大学	医学部看護学科	黒木 伸子	三好 美浩
	128	岐阜聖徳学園大学	看護学部看護学科	大見 サキエ	森 礼子
愛知	50	愛知教育大学	教育学部養護教諭養成課程	櫻木 惣吉	藤井 千恵
	51	愛知学院大学	心身科学部健康科学科	下村 淳子	城戸 裕子
	52	愛知みずほ大学	人間科学部心身健康学科	渡辺 千津子	後藤 多知子
	53	中部大学	生命健康科学部 保健看護学科	小林 さよ子	横手 直美
	54	東海学園大学	教育学部教育学科養護教諭専攻	梶岡 多恵子	石田 妙美
	55	名古屋学芸大学	ヒューマンケア学部子どもケア学科	岡田 君江	池田 緑代
	56	堀山女学園大学	看護学科看護学科	後藤 宗理	前田 節子
	57	人間環境大学	看護学部看護学科	森川 英子	松原 紀子

都道府県	大学No.	大学名	学部・学科・コース名称	代表評議員	評議員
京都	58	京都橘大学	看護学部看護学科	富永 真己	
	59	京都女子大学	家政学部生活福祉学科	鹿間 久美子	中村 垣紀
	60	京都光華女子大学	健康科学部看護学科	堀井 節子	
	61	同志社女子大学	看護学部看護学科	榎本 妙子	橋本 秀実
	127	花園大学	社会福祉学部児童福祉学科	矢持 九州王	浅井 千恵子
大阪	62	大阪教育大学	教育学部養護教諭養成課程	平井 美幸	白石 龍生
	64	大阪府立大学	地域保健学域 看護学類	北川 末幾子	
	65	関西福祉科学大学	健康福祉学部健康科学科	大川 尚子	野口 法子
	66	藍野大学	医療保健学部看護学科	吉田 順子	吉田 卓司
	67	四天王寺大学	教育学部教育学科保健教育コース	楠本 久美子	毛受 矩子
	68	梅花女子大学	看護保健学部看護学科	菊池 美奈子	
	69	帝塚山学院大学	人間科学部心理学科	小野寺 房子	津田 聰子
兵庫	70	大和大学	保健医療学部看護学科	古角 好美	
	71	関西福祉大学	看護学部看護学科	津島 ひろ江	中島 敦子
	72	甲南女子大学	看護リハビリテーション学部看護学科	林 照子	
	73	園田学園女子大学	人間健康学部総合健康学科／人間看護学科	江崎 和子	磯田 宏子
	74	姫路獨協大学	医療保健学部こども保健学科	森脇 裕美子	森田 恵子
	75	兵庫大学	健康科学部健康システム学科/看護学科	加藤 和代	柴田 順子
	76	神戸常盤大学	保健科学部看護学科	岩越 美恵	永島 聰
	77	姫路大学	教育学部こども未来学科	北口 和美	上田 ゆかり
奈良	78	神戸女子大学	看護学部看護学科	丸山 有希	
	79	奈良教育大学	教育学部学校教育教員養成課程	笠次 良爾	
滋賀	80	畿央大学	教育学部現代教育学科／健康科学部看護医療学科	岡本 啓子	廣金 和枝
	81	聖泉大学	看護学部看護学科	加納 亜紀	流郷 千幸
	82	滋賀県立大学	人間看護学部	糸島 陽子	伊丹 君和
島根	83	びわこ学院大学	教育福祉学部子ども学科	平松 恵子	内藤 紀代子
	84	島根大学	医学部看護学科	土江 梨奈	原 祥子
岡山	85	岡山大学	教育学部養護教育講座	三村 由香里	宮本 香代子
	86	川崎医療福祉大学	医療福祉学部保健看護学科/医療技術学部健康体育学科	宮川 健	米嶋 美智子
	87	吉備国際大学	保健医療福祉学部看護学科	池永 理恵子	
	88	山陽学園大学	看護学部看護学科	田村 裕子	小寺 良成
広島	89	就実大学	教育学部教育心理学科	郷木 義子	鈴木 薫
	90	広島大学	医学部保健学科/歯学部口腔健康科学科	川崎 裕美	野宗 万喜
	91	広島文化学園大学	看護学部看護学科	岡本 陽子	杉山 祥子
山口	92	福山平成大学	福祉健康学部健康スポーツ学科/看護学部看護学科	中村 雅子	齋藤 公彦
	93	山口県立大学	看護栄養学部看護学科	丹 佳子	
	94	宇部フロンティア大学	人間健康学部看護学科	友定 保博	佐伯 里英子
徳島	95	徳島大学	医学部保健学科	奥田 紀久子	大坂 京子
	96	四国大学	生活科学部生活科学科/看護学部看護学科	西岡 かおり	小川 佳代
	97	徳島文理大学	人間生活学部生活学科/心理学科、保健福祉学部看護学科	貴志 知恵子	竹内 理恵
愛媛	98	愛媛大学	医学部看護学科	薬師神 裕子	乗松 貞子
	99	高知大学	医学部看護学科	岡田 久子	藤田 晶子
高知	100	高知県立大学	看護学部看護学科	池添 志乃	
	101	福岡大学	医学部看護学科	小柳 康子	
福岡	102	福岡県立大学	看護学部看護学科	松浦 賢長	梶原 由紀子
	103	西南女学院大学	保健福祉学部福祉学科/看護学科	吉田 あや子	一期崎 直美
長崎	104	長崎県立大学シーポルト校	看護栄養学部看護学科	中尾 八重子	大塚 一徳
	105	活水女子大学	健康生活学部子ども学科	田渕 久美子	六角屋 久美子
熊本	106	熊本大学	教育学部養護教諭養成課程	後藤 知己	松田 芳子
	107	九州看護福祉大学	看護福祉学部看護学科/社会福祉学科/口腔保健学科	古賀 由紀子	吉岡 久美
大分	108	大分県立看護科学大学	看護学部看護学科	吉村 匠平	伊東 朋子
	109	鹿児島純心女子大学	看護栄養学部看護学科	小楠 範子	吉嶺 けい子
沖縄	110	琉球大学	医学部保健学科	和氣 則江	高倉 実
	111	名桜大学	人間健康学部スポーツ健康学科/看護学科	徳橋 知子	前川 美紀子
東京	112	帝京短期大学	生活科学科生活科学専攻	宍戸 洋美	中村 千景
長野	113	飯田女子短期大学	家政学科家政専攻保健養護コース	波多 幸江	安富 和子
愛知	115	名古屋学芸大学短期大学部	現代総合学科健康科学系養護教諭コース	大原 榮子	葉山 栄子
	116	愛知みずほ大学短期大学部	生活学科	伊藤 美栄子	
三重	117	鈴鹿大学短期大学部	生活コミュニケーション学科	大野 泰子	小川 真由子
大阪	118	関西女子短期大学	養護保健学科	尾崎 泰子	高田 恵美子
兵庫	119	湊川短期大学	人間生活学科人間健康専攻	長谷川 ちゆ子	山田 哲也
高知	120	高知学園短期大学	専攻科地域看護学専攻	山本 和代	中岡 亜紀
福岡	121	九州女子短期大学	子ども健康学科/専攻科子ども健康学専攻	橋口 文香	毛利 史枝
佐賀	122	佐賀女子短期大学	キャリアデザイン学科	橋本 節子	高木 京子
鹿児島	123	鹿児島女子短期大学	生活科学専攻	満田 タツ江	胸元 孝夫

## VII 日本養護教諭養成大学協議会 役員一覧表 (2016年度)

会長	荒木田 美香子	( 国際医療福祉大学 )
副会長	三村 由香里	( 岡山大学 ) 2016.9.2.まで
副会長	遠藤 伸子	( 女子栄養大学 ) 2016.9.2.より
副会長	櫻田 淳	( 埼玉県立大学 )
理事(事務局)	河田 史宝	( 金沢大学 )
理事	池添 志乃	( 高知県立大学 )
理事	大川 尚子	( 関西福祉科学大学 )
理事	宍戸 洋美	( 帝京短期大学 )
理事	下村 淳子	( 愛知学院大学 ) 2016.9.2.より
理事	津島 ひろ江	( 関西福祉大学 )
理事	中下 富子	( 埼玉大学 )
監事	大嶺 智子	( 杏林大学 )
監事	竹鼻ゆかり	( 東京学芸大学 )

## 日本養護教諭養成大学協議会事業活動報告書（2016年度）

---

発行日 2017年9月7日

発 行 日本養護教諭養成大学協議会（2016年度会長荒木田美香子）

事務局 〒920-1192 石川県金沢市角間町

金沢大学 人間社会研究域学校教育系 河田史宝

TEL・FAX：076-234-4106（事務局専用）

E-mail：yogojim@j-yogo.jp

印刷所 株式会社リヨーワ印刷

〒151-0073 東京都渋谷区笹塚3-55-8

TEL：03-3378-4180 FAX：03-3377-6081

---